

令和7年第2回三笠市議会定例会

令和7年6月19日（1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 8番 谷内純哉氏
 - 10番 谷津邦夫氏
- 3 会期の決定
 - 令和7年6月19日
 - 令和7年6月26日8日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 報告第 7号 | 議会運営委員会所管事項調査報告について |
| 日程第 6 報告第 8号 | 議会運営委員会行政視察報告について |
| 日程第 7 報告第 9号 | 総合常任委員会所管事項調査報告について |
| 日程第 8 報告第 10号 | 地域振興対策特別委員会報告について |
| 日程第 9 報告第 11号 | 三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 日程第 10 | 報告第 12号及び報告第 13号について |
| 日程第 11 | 報告第 14号及び報告第 15号について |
| 日程第 12 報告第 16号 | 株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第 13 | 議案第 39号から議案第 41号までについて |
| 日程第 14 議案第 42号 | 令和7年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について |

日程第 1 5	議案第 4 3 号及び議案第 4 4 号について
日程第 1 6	議案第 4 5 号 土地の取得について
日程第 1 7	議案第 4 6 号 三笠市固定資産評価員の選任について
日程第 1 8	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 9	一般質問
日程第 2 0	議案第 3 9 号から議案第 4 5 号までについて（総合常任委員会付託）

○出席議員（10名）

議 長	9 番	武 田 悌 一 氏	副議長	5 番	折 笠 弘 忠 氏
	1 番	青 木 康 博 氏		2 番	池 田 真 志 氏
	3 番	須 河 恵 介 氏		4 番	浅 尾 三 吉 氏
	6 番	畠 山 幸 氏		7 番	澤 田 益 治 氏
	8 番	谷 内 純 哉 氏		10 番	谷 津 邦 夫 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	西城賢策氏	副 市 長	右 田 敏 氏
総務福祉部長	三好智幸氏	総務福祉部参事兼 危機管理室長	阿 部 文 靖 氏
総 務 課 長	萬年剛至氏	市民生活課長	杉 山 充 氏
保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長	成 田 正 文 氏	企画財政部長	藤 井 陽 一 氏
企画財政部参事兼 企画調整課長	坂 保 徳 氏	税務財政課長	富 宅 達 也 氏
産業政策推進部長	中 原 保 氏	産業政策推進部参事	音 羽 英 明 氏
産業政策推進部参事	力 弓 晃 継 氏	農 林 課 長	豊 口 哲 也 氏
商工観光課長	下 村 圭 氏	産業開発課長	荒 井 康 輔 氏
建 設 部 長	松 本 裕 樹 氏	水道課長	大 野 彰 氏
教 育 長	小 田 弘 幸 氏	教 育 次 長	柳 谷 忍 氏
学校教育課長	花 井 志 夫 氏	社会教育課長兼図書館長	若 山 勇 治 氏
病院事務局長	加 藤 慎 吾 氏	消 防 長	田 川 善 幸 氏
生活安全センター長	野 崎 哲 也 氏	監 査 委 員	鈴 木 信 之 氏
監査事務局長	富 樫 将 洋 氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 砂川了一氏 議会係長 高橋広紀氏

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和7年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、8番谷内議員及び10番谷津議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月26日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、8日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。6月2日、翌3日に北海道市長会として春季中央要請を行ってまいりました。

まず、2日に東国幹財務大臣財務官、総務省、厚労省に対し、公立病院の経営安定化に向けた要請を行いましたところ、病床数適正化支援事業につきまして、自治体が困らないように補正予算対応に向けて調整を進めていると方向性をお示しいただいたところでした。

続く3日には、国交省に対し、交通インフラの整備など、社会基盤整備に関する要請を行ったところでした。こちらにつきましては、食料供給や観光振興の観点を踏まえ、関係団体や自治体をしっかり支援してまいりたいとお言葉をいただいています。

なお、この要請と併せまして、2日に公明党の北海道選出の国会議員と北海道市長会との政策懇談会、3日に自由民主党の北海道選出の国会議員と同じく政策懇談会が行われまして、北海道市長会として要請行動を行ってまいりました。

冒頭、北海道市長会会長の原田恵庭市長から、北海道市長会総会で決議された重点事項としまして、地域医療の確保と交通インフラの整備などについて御支援いただきたいと要望し、これに対しまして出席された国会議員より、北海道のために取り組むとお話を受けてきたところでございます。

また、同月9日には、産炭地域の政府予算及び施策に関する要請行動を行ってまいりました。これは空知5市1町による空知炭鉱市町活性化推進協議会のほかに、北海道、北海道議会、釧路の協議会などで構成される北海道石炭対策連絡会議という組織によるものでありまして、私が空知の代表としてH-UCGの推進などに向けて要請行動を行ったところでございます。

H-UCGにつきましては、森山裕衆議院議員自由民主党幹事長より、国益にかなう取組であると評価いただきまして、経産省と相談し取組を進めていただきたいとお言葉をいただいたところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてであります。そちらに記載しておりますとおり、3月31日付退職、4月1日及び6月1日付採用について、人事異動の各発令を行ったところでございます。

最後に、第3号の市工事についてであります。メーター器取替工事ほか5件につきまして、そちらに記載してありますとお入り札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第2号）

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第2号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第7号 議会運営委員会所管事項調査報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第7号議会運営委員会所管事項調査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第7号議会運営委員会所管事項調査報告については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第8号 議会運営委員会行政視察報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第8号議会運営委員会行政視察報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

澤田委員長、登壇願います。

（議会運営委員会委員長澤田益治氏 登壇）

◎議会運営委員会委員長（澤田益治氏） 令和6年第4回定例会で議決をいただきました行政視察について、2月12日に調査を行いましたので、報告いたします。

今回の行政視察については、栗山町及び岩見沢市の「議会改革及びICT化の状況について」、今後の議会活性化の参考とするため、視察を実施いたしました。

視察内容につきましては、御配付の議会運営委員会行政視察報告書に記載しており、全議員参加の委員会において報告しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、三笠市議会基本条例第12条第4項の規定により、議会運営委員会行政視察についての報告を申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第8号議会運営委員会行政視察報告については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第9号 総合常任委員会所管事項調査報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第9号総合常任委員会所管事項調査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第9号総合常任委員会所管事項調査報告については、報告済みとします。

◎日程第8 報告第10号 地域振興対策特別委員会報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第10号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

谷内委員長、登壇願います。

（地域振興対策特別委員会委員長谷内純哉氏 登壇）

◎地域振興対策特別委員会委員長（谷内純哉氏） 地域振興対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和5年第2回定例会で設置されました「地域振興対策特別委員会」におきます経過と結果について御報告いたします。

当委員会に提示されました案件は、「市立三笠総合病院について」の1件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、調査の結果を報告いたします。

令和7年5月28日に開催いたしました委員会では、調査案件「市立三笠総合病院について」「市立三笠総合病院基本設計について」を提示のあった資料に基づき調査を行い、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、調査は終了いたしました。

以上をもちまして、当委員会に提示されました調査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第10号地域振興対策特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第9 報告第11号 三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 報告第11号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第11号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について報告申し上げます。

今回の専決処分は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、劇場等の客席に係るバリアフリー基準の規定が追加され、引用条項に移行が生

じたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、引用条項の「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものであります。

施行期日は令和7年6月1日であり、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定により5月1日付で専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第11号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第11号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

◎日程第10 報告第12号及び報告第13号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 報告第12号及び報告第13号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第12号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び報告第13号令和6年度三笠市一般会計補正予算（第10回）の専決処分について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第12号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正の内容は、個人の市民税に関する改正により、扶養親族及び同一生計配偶者などの所得要件の引上げを行ったほか、軽自動車税については、新基準原動機付自転車の税率の新設、市たばこ税については、過熱式たばこの課税方式の見直しを図るものです。

4月1日からの賦課に適用する必要があるため、法の施行日に合わせ、3月31日に専決処分を行ったものであります。

最後に、報告第13号令和6年度三笠市一般会計補正予算（第10回）の専決処分についてであります。今回の補正の内容は、令和6年度における歳入歳出の最終的な整理のため、既定予算額139億657万1,000円に9億2,119万円を追加し、予算の総額を148億2,776万1,000円としたものであります。

内訳については、特別交付税が国への働きかけにより増額決定となったなど、予算の整理を行ったものであり、諸般の事情から3月31日に専決処分を行ったものであります。

いずれも本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告第12号及び報告第13号について一括して報告といたしますので、御理解及び御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第12号及び報告第13号について、一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、報告第12号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第12号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第12号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第13号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第13号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第13号令和6年度三笠市一般会計補正予算（第10回）の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第1 報告第14号及び報告第15号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 報告第14号及び報告第15号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第14号令和6年度三笠市一般会計継続費繰越計算書につい

て及び報告第15号令和6年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第14号令和6年度三笠市一般会計継続費繰越計算書についてであります。令和6年度予算で議決を受けている三笠市H-UCGブルー水素サプライチェーン構築実証事業費に関わる継続費について、事業に要する歳出予算の経費を令和7年度に逡次繰越ししましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第15号令和6年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、令和6年度補正予算で議決を受けている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、社会保障・税番号制度システム改修事業費などに関わる繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を令和7年度に繰越ししましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告第14号及び報告第15号について一括して報告いたしますので、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第14号に及び報告第15号について、一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第14号及び報告第15号については、報告済みとします。

◎日程第12 報告第16号 株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 報告第16号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第16号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出については、報告済みとします。

◎日程第13 議案第39号から議案第41号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第39号から議案第41号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長（西城賢策氏） 議案第39号三笠市個人番号利用条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第41号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第39号三笠市個人番号利用条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、地方公共団体の情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能が加わることから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、住登外者宛名番号管理機能が実装され、住登外者宛名番号を管理する事務が発生することから、この事務を独自利用事務として規定するものであります。

施行期日は、令和7年9月1日であります。

次に、議案第40号三笠市職員育児休業等条例及び三笠市職員勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例についてであります。本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充に関する規定を整備するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、1年に77時間30分を超えない範囲内で1日の上限時間数なく育児時間を取得できる制度を追加するほか、妊娠・出産時や育児期の職員への仕事と家庭の両立に向けた支援制度の実施を強化することで、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現することを規定するものであります。

施行期日は、令和7年10月1日であります。

最後に、議案第41号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、北海道建設部手数料条例の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定の事務に関する手数料を追加するものであります。

施行期日は、令和7年7月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第39号から議案第41号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 議案第42号 令和7年度三笠市一般会計補正

予算（第1回）について

◎議長（武田悌一氏） 日程の14 議案第42号令和7年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第42号令和7年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額131億4,487万3,000円に2億2,060万5,000円を追加し、予算の総額を133億6,547万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業、郷土文化魅力創出・発信事業、ぶどうの里づくり研究事業など、総務費から教育費までの6款において必要な経費を措置するものであります。

財源については、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金や新しい地方経済・生活環境創生交付金等に係る特定財源などを計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第42号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第15 議案第43号及び議案第44号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の15 議案第43号及び議案第44号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第43号及び議案第44号の動産の取得について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第43号についてであります。今回取得する動産は、ロータリー除雪車であり、5月20日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

取得金額は6,013万7,000円であり、納入業者は札幌機工整備株式会社であります。

次に、議案第44号についてであります。今回取得する動産は、消防救急デジタル無線の更新であり、5月9日の見積り合わせにより納入業者が決定し、仮契約を締結したものであります。

取得金額は1億5,730万円で、納入業者は株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部であります。

いずれも予定価格が2,000万円以上の動産となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第43号及び議案第44号の提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第43号及び議案第44号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第16 議案第45号 土地の取得について

◎議長（武田悌一氏） 日程の16 議案第45号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第45号土地の取得について提案説明申し上げます。

今回取得する土地は、サントリー食品インターナショナル株式会社所有の土地であり、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の買取り希望申出書の提出に伴い、今後の市政運営の推進上、必要な土地と判断し、取得するものであります。

取得する土地の所在は、三笠市岡山126番1ほか1筆で、合計面積は6万4,126.38平方メートル、取得価格は総額1億2,000万円であります。

予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産となりますことから、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第45号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第17 議案第46号 三笠市固定資産評価員の選任について

◎議長(武田悌一氏) 日程の17 議案第46号三笠市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第46号三笠市固定資産評価員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価員として、市の職員から選任していた坂保徳氏の人事異動に伴い、後任者として新たに富宅達也氏を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市固定資産評価員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) 本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号三笠市固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長(武田悌一氏) 日程の18 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されております人権擁護委員山本美知子氏の令和7年9月30日付任期満了に伴う後任候補者について、再任として同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、人格、見識等から人権擁護委員として適任であると考えますので、御答申くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、推薦を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

◎日程第19 一般質問

◎議長(武田悌一氏) 日程の19 一般質問を行います。

一般質問については、浅尾議員ほか3名からの通告がありますので、通告順により、順次質問を許可します。

初めに、浅尾議員、登壇願います。

(4番浅尾三吉氏 登壇)

◎4番(浅尾三吉氏) 令和7年第2回定例会一般質問の通告に従いまして質問いたします。

最初に、RSウイルス感染症の予防政策について質問いたします。

新型コロナと同じ5類感染症のRSウイルス感染症に対し、後志管内神恵内村と留萌管内の小平町が昨年の4月、全国で初めて60歳以上の住民を対象としたワクチン接種費用の助成を始めたとの報道がありました。今年に入ってから、福島町や中標津町もRSウイルス感染症ワクチンの助成を開始しました。

RSウイルス感染症は、風邪のような症状を伴う呼吸器感染症で、年齢を問わず何度も感染すると言われています。ほぼ全ての新生児、乳幼児が2歳までに感染するようです。多くの場合、軽症で収まりますが、まれに初めて感染した際に重症化する可能性もあります。

現在、RSウイルス感染症の成人を対象とした専用の治療薬はありません。成人の場合、薬剤を使わない予防対策は、マスク、手洗いが基本の予防策です。罹った場合は自分の免疫力で治すしかありません。

このような中、令和5年9月に世界初の成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本で承認されました。そして、翌年令和6年1月15日から販売され、接種可能になりました。このワクチンの発症予防効果は、60歳以上の成人・高齢者においては82.6%、特定の慢性心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患がある患者においても有効率が94.6%になり、その効果は約2年間にわたり持続すると報告されています。しかしながら、接種費用は2万円以上にもなる高額なワクチンで、このワクチンは2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のワクチンのため、全額自己負担となります。高齢者が感染すると肺炎や心疾患など重症化し、時には死に直結するリスクが高いと言われています。

厚労省による令和5年人口動態統計の概況によりますと、心疾患が死因の第2位、死亡総数に占める割合は14.7%、肺炎は死因の第5位で死亡総数に占める割合は4.8%、誤嚥性肺炎は6位で3.8%でした。肺炎で死亡した約98%は、65歳以上の高齢者であります。

本市における肺炎死、心疾患死など主な死因状況なども含め、RSウイルス感染症に対する認識についてお聞きいたします。

今年度から高齢者に対する带状疱疹ワクチンが、2分の1の助成で定期接種が始まりました。带状疱疹については、はっきりとした症状で多くの高齢者がかかり、身近で見てよく知っている方が多かったと思います。昨年の12月の第4回定例会で带状疱疹ワクチンに対して池田議員から、本助成の定期接種化のスケジュールについて質問がありました。その関連の中でRSウイルスも細菌感染が増加していると紹介されていましたが、そのときは私も関心がなく、聞き逃していました。

ただ、このRSウイルスは、先ほど述べたように、何度もかかった可能性のある、かなり身近な感染症でもあります。そして、高齢者や何らかの基礎疾患を持っている方が重症化し、死亡リスクが高まるという情報を、私がそうであったように、まだほとんど知らないのではないかと考えます。特に高齢者への周知が必要だと感じますが、住民に対するRSウイルス感染症周知の状況についてお聞きいたします。

次に、集落支援員についてお伺いします。

集落支援員は、総務省が平成20年から過疎地域等の集落の維持・活性化のために取り組んでいる政策です。その総務省から打ち出されている資料には、次のように書かれてい

ます。「集落支援員は、過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う」、また、「集落支援員は、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して活動する」、そしてさらに「集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる」ということで、その措置額は、集落支援員1人当たりの上限、専任で500万円、兼任で40万円となっています。

このことについて、既に平成30年の12月第4回定例会において、武田議員、現武田議長が質問されています。7年前ほどでしょうか。行政と地域住民の橋渡し役としての集落支援員を導入することはできないのかというものです。私も同じ趣旨でこの質問をしています。平成30年の頃と今ではかなり状況が変化してきているのではないかと思います。そのほかでも様々な取組が行われていると思います。そこで、道内近隣市町の現在の活用状況についてお聞きいたします。

集落支援員を三笠市で導入することを考えると、当時、武田議員が訴えたように、町内会、連合町内会、そして協働ルームの関係の中で行政と地域住民の橋渡し役としての集落支援員の導入がイメージしやすいと思います。そこで、本市の町内会組織の推移、当時と比べての推移及び活動実態についてお聞きいたします。

ある面では、この集落支援員は、雇用の創出にもつながります。地域おこし協力隊は3年任期ですが、集落支援員については任期がありません。先ほども紹介しましたが、特別交付税の財政措置が専任だと最高年間500万円、兼任だと40万円で、これは会計年度任用職員のような待遇で支払われるということです。別個に地域おこしに資する経費も、これも計上可能ということです。地域おこし協力隊後の雇用先としても、うってつけだと思っています。実際に地域おこし協力隊の任期が終わった後に集落支援員になった事例も、集落支援員を活用している自治体で紹介されていました。

集落支援員は、集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポートをするのが仕事で、総務省の資料では次のように具体的に紹介されていました。交通システムなど地域交通の確保、都市から地方への移住・交流の推進、特産品を生かした地域おこし、高齢者見守りサービスの実施、伝統文化継承、集落の自主活動への支援等となっています。

集落の維持・活性化に向けた取組なら何でもできるというのが、私の持った感想です。幅広く考えると、すぐにでも活用していけるのではないかと思います。本市における集落支援員活用の可能性についてお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悱一氏） それでは、初めにRSウイルス感染症予防政策について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、RSウイルスの認識という
か、こちらの部分を答弁させていただきたいと存じます。

壇上で議員おっしゃったとおり、RSウイルスにつきましては5類感染症に分類されて
おりまして、厚生労働省によりますと、こちら議員おっしゃっていましたが、乳幼児か
ら高齢者まで感染する呼吸器ウイルスでございます。生後6か月未満、それから65歳以
上の高齢者、心疾患、呼吸器疾患など基礎疾患のある方、免疫力が低下している方で重症
化リスクが高いということで私ども認識しているところでございます。

また、生後1歳までに半数以上が、2歳までにはほぼ100%の子供が少なくとも一度
は感染するということが報告されているところでございます。

症状としましては、発熱、せき、鼻水などの風邪の症状から、重症化の二次性細菌性肺
炎、また、慢性期疾患の悪化などを起こすというところでございます。

現在の一般的な治療法としては、RSウイルス感染症に対する特効薬は原則なく、治療
の基本は症状緩和の対症療法というところになってございます。

次に、本市の死因の状況になります。こちら北海道が公表している直近のデータを申し
上げますと、令和4年の状況になりますが、死亡総数199人になります。そのうち肺炎
が11人、率にして5.5%でございます。心疾患は37人となっておりまして、率にして
約18.6%というような状況でございます。

肺炎死や心疾患死、これにつきましてはRSウイルスが起因していることが、まず示さ
れている統計が北海道とか国で公表されておらず、特定することが難しい状況でございま
す。

それから、壇上でございました住民への対応でございます。RSウイルス単体での周知
は行っていないのですけれども、まず感染症予防対策の基本である手洗い、これが重要だ
と私ども考えておりまして、うがい、せきエチケットなど、感染症全般に対して流行期も
しくは流行の兆候が見られた場合は、愛の鐘やホームページを活用させていただいて市民
周知をさせていただいてございます。

特に感染症の警報が出る場合には、岩見沢保健所と連携させていただいて警報発令を周
知させていただいているところでございます。

RSウイルスの治療や症状、重症化リスクにつきましては、今ほど申し上げた感染症予
防と併せ、新型コロナ、それからインフルエンザなどの感染症について、今後必要な時期
に広報などで周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

今お答えいただいたように、本市の死因状況が直接RSウイルス感染症には特定はでき
ないというのは、私もそうだなと思っております。ただ、リスクとしての可能性は確実に
入っているのではないかなということで、細菌、全て老衰も含めて、心疾患、肺炎、そう

いうものも含めてやると、やっぱり何らかの形でそういう部分が入っているのかなということで、統計上でもそういうリスクのというか、RSウイルスに関連しているのではないかなというような数字は出しているところは出しておりますので、ぜひこのRSウイルス感染症、ちょっと意識づけするためにも何か対策が必要かなと思って質問しております。特に今、高齢者肺炎球菌については本市でも独自の助成をしていますけれども、この肺炎に関するような、ほかに何か行っていること、また、予定されていることというのは、何かそういうのはありませんでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 今、ワクチンの関係で肺炎球菌のワクチンが該当するのかなと思うのですが、新型コロナとかでも肺炎になったり、そういうことは症状として聞いていますので、肺炎だけというところではなくてちょっとお答えさせていただきますが、インフルエンザのワクチンも、インフルからそういうような症状になっていくのかなと思いますので、肺炎に起因するという部分ではなくて、そういうふうにつながっていくというようなことでは、肺炎球菌とインフルとか、先ほど申し上げた新型コロナの部分の助成を行っておりますので、そちらのほうが該当するのかなと感じております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 伴走支援を行っている妊婦への対策に対して、このRSウイルス感染症について、これはきっと意識して指導しているのかなと思っているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 妊婦への伴走支援ということなのですが、RSウイルスだけではなくて感染症、先ほど申し上げたとおり、手洗いですとか、うがいですとか、そういうことを保健師のほうから伴走支援として該当する方にはお話をさせていただいているところでございます。小児がかかる病気や症状を含めて、他の感染症を含めて説明させていただいているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） このRSウイルスに関しては、本当に乳幼児に初めて感染するというか、そのときには重症化に至るときもあるということで、母子免疫ワクチンというのも販売されているというふうに伺っていますけれども、そういうような情報というのも入れているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 議員おっしゃったとおりワクチンが令和6年にできたばかりでございます。承認されていることは当然私も認識していますが、まだ定期接種化、この部分はされていないものですから、その部分を妊婦さんに推奨しているということはありません。ただ、各病院で任意接種になっているものですから、婦人科で病院

によっては医師から紹介されるということはあるのかなというようなところで現状押さえているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） このRSウイルス感染症を予防するワクチンに対して、带状疱疹ワクチンのように半額助成するなどして周知を図るという方法についてはいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 5類感染症ということで、今のところ、まだ比較的新しいワクチンで定期接種化されていないところをまず私ども認識しております、令和6年11月20日なのですが、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、こちらで定期接種化を検討しておるといような情報をつかんでいるところでございます。私どもとしましては、その動向に注視しつつ、今後の状況を見定めてまいりたいと考えております。

それから、この部分の市民周知、先ほど申し上げましたが、そういうことをやることによって市民周知につながるのではないかというような思いもあろうかと思いました。基本的な感染症予防と、RSウイルスだけではなくて新型コロナの関係ですとかインフルエンザも認知していただくということが必要だと思いますので、そちらと総合的に併せて、今後必要な時期に広報で市民の皆様に周知させていただければと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 特に新病院など、これから建つということで、病院に対する期待も大きいと思いますので、ぜひそういう情報はしっかりと伝えて、病院側からも伝えられれば一番いいかと思っておりますけれども。

ただ、繰り返しますけれども、RSウイルス感染症というのは、何度もかかることがあって大変身近な感染症であるけれども、あまり意識されていないと。ただの風邪だと思いついて入っていると。インフルエンザよりも回復に時間を要して、高齢者が入院すると元の状態に戻りにくい、フレイルの状態になるとか、そんなことで大変高齢者にはリスクが高い感染症です。また、発症しても治療薬がないと。対症療法しかない。高齢者が重症化することや、初めて感染した新生児や乳幼児が重症化することもあると。そういうことも含めて、健康寿命延伸のためにも、やっぱり公費助成の対象にして周知を図る必要があるのではないかなと私は思っております。国が検討している、今おっしゃったのですけれども、定期接種化を待つことなく三笠市独自の助成を始めることが、やっぱり対外的にも三笠市の価値を高める一助となるのではないかと考えています。早く実施すればするほど、それだけ注目されることにもなります。神恵内村、それから小平町のいち早い取組というのは、三笠市も見習ったらいいいのかなと思っております。ぜひ前向きに検討していただくことを要望して、この質問は終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、集落支援員について答弁願います。

企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） それでは、私のほうから、集落支援員について御答弁させていただきたいと思えます。

道内における集落支援員の活動状況ということだったのですけれども、令和6年度の北海道内におけます集落支援員の設置状況につきましては、専任の集落支援員が32市町村で93人が活動しておりまして、そのうち空知管内では、美唄市が1人、深川市が3人、上砂川町が1人、秩父別町が2人、北竜町が4人の計5市町で11人となっております。参考までに、北海道の専任集落支援員の平成30年度の設置状況につきましては16市町村42人でありまして、平成30年のときと現在を比較しますと、市町村数で約2倍、人数においては約2.2倍との増加傾向がございます。

また、道内におけます兼任の集落支援員、令和6年度で11市町村、62人が委嘱されておりまして、空知管内におきましては、岩見沢市が1人、美唄市が19人、北竜町10人の計3市町で30人の方が活動している状況となっております。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、町内会の推移というか、活動実態、この辺答弁させていただきたいと思えます。

市内の町内会等の組織数は、令和7年3月末になります、89団体、3,035世帯が担っています。全体で約68%という加入率でございます。10年前になります、平成27年3月末、107団体ございました。4,584世帯が加入しておりまして、加入率が87%ございました。

この10年で18団体が解散または統合している状況にあります。

参考になります、全国的な加入率につきましては、これは総務省のデータですが、2020年の調査で71.7%となっております、三笠市の加入率とほぼ同等というように捉えてございます。

次に、活動内容につきましては、議員も御承知だと思うのですが、それぞれの町内会で異なりますが、代表的な部分を申し上げますと、クリーン作戦など清掃美化、それから、ごみステーションの管理ですとか、市や学校、警察などからの連絡事項の回覧、それから町内会での忘新年会などの行事など住民の交流、また、防犯灯の維持、それらを行っていただいているというように認識しているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） それでは、協働ルームという言葉も出ていましたので、協働ルームの活動状況についてちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

集落支援員の性質に近い取組として、各連合町内会と部課長が連携しまして、地域内の活動の促進や課題の解決に取り組む窓口として、議員御承知のとおり、協働ルームを設置

して、地域内の除草ですとか植花運動ですとか、意見、要望を聞く体制を整えているところでございます。

昨年度の例を申し上げますと、市営住宅の管理や空き地の草刈りなどの要望、意見を聞き受けたり、協働のまちづくり事業として道路沿いの花植えや草刈りのほか、電動車椅子の試乗会などのイベント活動も行われて、地域での会議等も含めて、地区担当部課長が協働ルームの一員として参加しているところでございます。

当市の協働ルームの取組につきましては、集落支援員で言うところの兼任の活動に近いものがあるのかなというふうに思っております。現に隣町の兼任の活動を広報紙で見たのですけれども、同様の活動を行っていると感じたところであります。協働のまちづくりの意識を地域と共有しながら、集落支援員の導入について引き続き研究していきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

特に現在の近隣市町の活用状況についてはかなり増えているというのが、専任が93人、当時、平成30年と比べると専任42人から93人になったとか、兼任が21人が62人になったということになると思いますので、本当に専任については倍以上、兼任については3倍増という形で、大変活用事例が増えています。本市の先ほど町内会組織の推移を見ても、こういう集落支援員がいたら本当に何らかの歯止めになるというか、活性化につながる可能性が高いなということも本当に分かります。87%から68%という、減るということは相当な活性化が失われているというような、そういうことにつながると思いますので、活用に向けて何らかの活動をやってもいいのかなと思っております。先ほども言ったとおり、集落支援員は雇用の創出にもなりますので、そういう可能性についてもうちょっとお聞かせ願えませんか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） では、私のほうから、町内会の集落支援員の活用というふうに捉えて答弁させていただければと思うのですが、議員、壇上でもお話したとおり、集落支援員の仕事なのですけれども、地域の課題、点検、それから整理、そういうものを、要望を取りまとめて行政との連絡を行うと。集落の巡回であったり、戸別訪問であったり、あるいは先ほどもあったとおり「目配り」「見守り」「見回り」というようなことを行うということで認識しているところでございます。

それから、身分保障につきましても、もし活用するとなれば三笠市が委嘱しまして、三笠市が報酬を支払うこととなります。その財源につきましては、交付税で措置されるということで認識してございます。

その中で、先ほども議員がおっしゃっていたほかのまちでという部分なのですけれども、募集している市町村の中には、これは国が紹介している事例ではございますけれども、「公募しても応募者が集まらない」とか「応募はあるが、そこに適した人材像と合致

しない」とか、人材確保に、今の時代、人手不足というような問題もありますので、そういうところも苦慮しているという話も聞いているところでございます。

それから、地域に密着するため、地元地域から採用するのがいいのか、他地域と言ったらおかしいのですけれども、市外からそのような方を採用するかなど、その地域の方と意向を確認し合わないと駄目なのかなと思ってございます。

さらに、導入するに当たっては単位町内会への導入がよいのか、地区連合町内会への導入がよいのか、また、地区連合町内会にしても全地区一斉に導入するのがよいのかと、そのようなことを以前から議論を、武田議員というか、議長から質問があった時代から議論を重ねてきているところでございます。

そこで、直近の動きになります。本年5月26日になります。各地区の連合町内会会長が集まる機会がございまして、社協でそういう機会があったのですけれども、私、ちょっと会合に参加させていただきました。町内会に関する意見交換ということでお話しさせていただきました。支援というようにお言葉が連合町内会から具体的にあったかという、実はなかったのですけれども、ただ、いろいろな課題、その場であったものですから、今後も三笠市連合町内会連絡協議会会長と継続し意見交換をすることとしておりますので、それらを含めた中で人材確保の方法、導入地域なども考慮しつつ、導入の可能性を探ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 先ほども集落支援員の活用状況、ほかのまちのことをちょっと紹介されていましたが、クリーン作戦であったり、ごみステーションの管理だったり、それから回覧とか、町内会からの要望のものとか、町内会同士の交流とか、防犯灯の維持とか、私も町内会の総務部長をやっていますけれども、全く町内会の仕事そのものなのです。だから、町内会と集落支援員というのは大変共通のものがあると。

ただ、集落支援員のいいところは行政とつながっているというところで、行政がたくさんいい事業を持っているのだけれども、それを使い切れていないというのが、またこれの活性化を阻害している原因なのかなと思っておりますので、私の町内会にも役場の職員がいて、随分助かっております。なぜかという、これはこういうことでできるよとか、すぐ、こんな仕組みで、私も町内会へ入って協働ルームというのを知ったのですけれども、協働ルームでの事業も紹介してもらったし、そういうことというのは知らないところが多いのかなと思っておりますので、ぜひ行政とつながった職員がいるというのは、町内会でも知れば知るほど私は力になると思っておりますので、ぜひうまく活用していければなと思っています。特に協働ルームというのは、本当に実際に集落支援員の仕事を現在しているのかなというふうに思えるぐらいの、ほかの地域の活動内容を聞くとそうなりますので、逆に言えば三笠市は先見的にやっているのかということで、できればそういう活用をして、措置されている特別交付税も活用できるのかなとも思っておりますので。また、さ

らにそういうことを考えると、ほかのまちでのいろんな感想を聞くと、また、支援員がやっている感想を聞くと、本当に町内会の役員と同じ悩みを全部言っているわけですね、もうどうしていいか分からないとか。そういうようなことで支援員が務まるというか、やっているということ自体がすごい私は活性化につながっているのかなとも思っております。

ぜひ、活用としてはいろいろな形があると思いますけれども、1人から始めてもいいし、要望するところから始めてもいいし、あまり一斉にどんと、きちっと決めてというよりも、ある程度決めたら、その支援員に仕事をつくるというような、1年目はそういうのをするとか、何かいろんな方法があると思いますので、集落支援員の制度というのは何とか三笠市で活用したら、もっとうまく町内会にも役立つかなとも思っております。

とにかく私は町内会の役員として一番心配というか、いつも言っているのは、町内会に入ってくれない人をどうするかということなのです。これはなぜかという、先ほども言いましたけれども、防犯とか防犯灯の関係、それから防災で、何かあったときにどうしても町内会にいる方を防災の、例えば避難所に行ったときに町内会の役員が中心になってというような部分も書いてありますので、そういうことも含めて大変心配しております。だから、そんなことも含めて、防災につながるそういう組織とかも含めて、いろんなことで幅広くも考えられるかなと思いますので、前向きにぜひ取り組んでいただければと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） 集落支援員の関係でございますけれども、私どももずっと継続して検討はしてきておりました。その中で、我々のほうでもちょっとあったのが、今ある集落支援員という制度ももちろんいいのですけれども、既存の協働ルームというものがありましたので、まずこちらのほうに力を入れていこうということで、これまで取り組んできたところがございます。過去よりも一層、協働ルームのスタッフが町内会の会合等に出まして各地域の方々と、また、協働ルームなので連合町内会が単位になってしまいますので、なかなか単町の方まで話が行くということは少ないかもしれませんけれども、そういう形でいい形を大分築けてきているというところがございますので、引き続きそういう活動は強化しつつも、一方で集落支援員のことについても研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 単純に行政と地域住民の橋渡し役というのが一番のネックだと思いますので、そういうところを重点に考えていただければうまくいくのではないかと思っております。

以上、ぜひ具体的な支援員の制度を使っていけるような形を願ひまして、一応、質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 答弁よろしいですね。

以上で、浅尾議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入りたいと思います。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時20分

再開 午後1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

3番須河議員、登壇願います。

（3番須河恵介氏 登壇）

◎3番（須河恵介氏） 3番須河恵介でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずもって、今月3日にプロ野球巨人の終身名誉監督で選手、そして監督として輝かしい実績を残し、国民的人気を博した長嶋茂雄さんがお亡くなりになり、メディアでも大きく特集を組まれておりました。その中で特に印象的だったのが、現在50歳以上の日本人の方なら誰でも「巨人・大鵬・卵焼き」という言葉を覚えていることでしょうか。これは1961年の流行語で、その時代に子供が好きなものの代名詞として流行した言葉でしたが、今では子供が好きなものの代名詞も、時代背景を象徴するように多種多様な人気には変化はあるものの、ベースとなるものなど変わらぬ部分もたくさんあります。そして、何よりも子供たちの健やかな成長を願い、たくさんの愛情が込められた生活環境の中であるという点は、いつの時代も変わりません。私は今でも卵焼きが大好きです。現在のお子さんたちが50年後に印象に残る代名詞は何だろうと、すごく印象に残った事柄でありました。

一方で、我が国の子供の出生数は2016年に100万人を割り込み、僅か8年後の2024年の出生数が68万6,000人余りと、統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回ったことが厚生労働省の調査で分かりました。全国どこの自治体も抱えているこの少子化問題ですが、少子化に対する国を挙げての思い切った政策発想の転換が必要なのではないでしょうか。そんな思いを抱きながら、以下、質問に入っていきたいと思います。

さて、本日は、三笠市の地域地球温暖化対策とともに、これまでに質問させていただいております防災と市職員の労働環境をテーマにお尋ねいたします。

それでは、質問に移ります。

初めに、三笠市地球温暖化対策実行計画におけるゼロカーボンシティの実現に向けた、これまでの取組と今後の展望についてお尋ねいたします。

さて、近年、地球温暖化に起因すると言われる気候変動により、世界各地で記録的な猛暑、集中豪雨、大規模な山火事などの自然災害が多発するなど、大きな脅威となっています。この影響は地球温暖化の進行とともにさらに高まることが予想され、脱炭素社会の実

現は、あらゆる主体が取り組むべき喫緊の課題となっています。

この非常事態の対策が2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにすることであり、世界各地における海面上昇や気候災害で生命の危機に直面する人々を大きく減らすことができるとされています。また、このゼロカーボン実現の先には、今まで以上に快適で利便性の高い社会が築かれ、環境と地域に根差した持続可能なライフスタイルの定着が図られ、地域を豊かにする所得と雇用の増加など、地域経済の発展へとつながっていく希望でもありとされています。

現在、政府が2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言して以来、2024年12月末時点で全国1,127自治体が宣言するに至っております。さらに、2025年2月18日に新たな地球温暖化対策計画を閣議決定し、2035年度に2013年度比60%減、2040年度に2013年度比73%減としたところであります。

しかし、重要なのは宣言後の具体的な活動であり、それぞれの地域の特徴を生かしながら中長期的に脱炭素化を図り、持続可能で弾力性のある地域社会の実現を目指すこととなります。

そこで1つ目の質問ですが、三笠市地球温暖化対策実行計画におけるゼロカーボンシートの実現に向けたこれまでの取組と、今後はどのように展望していくのか、この2点についてお尋ねいたします。

次に、災害に対する安全・安心の備えにおける三笠市地域防災計画の見直しについてお尋ねいたします。

さて、防災・減災の基本は、最悪の事態を想定して備えることが大事だと言われています。能登半島地震で過小な被害想定や劣悪な避難所による在宅避難、体調不良と関連死の増加という悪循環が顕在化されるなど、防災の問題点が浮き彫りになりました。一方、現在では、学術研究の進展が図られ、過去最大の被害を想定することは可能になり、適切な被害想定に応じた備えをすることによって、被害を減らすことができる時代に入っているとされています。

北海道においては、今月3日に日本海側が震源の巨大地震と津波による初の被害想定を発表し、冬季の深夜に道南付近の断層で起きた場合、死者数は最大7,500人に上るとした。想定は、沿岸の15の断層ごとにまとめ、地震後に低体温症で死亡するおそれのある人が4,100人に上ったり、建物の全壊が1万6,000棟に達したりするケースもあると。これを北海道は早期避難で被害を減らせるとし、推計を基に減災計画を策定するとなっております。

その前に北海道は、2022年、太平洋側の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で道内の死者数は最大14万9,000人に上ると被害想定を出しました。今後はオホーツク海側でも同様の被害想定算出を進めるとされています。

そこで2つ目の質問ですが、令和6年第3回定例会で三笠市地域防災計画の見直し、修正を求めたところ、国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の改定などにより盛り込む

べき内容が多くあるので、北海道や各市町の取組を踏まえ、本市の実態に即した地域防災計画の内容に改めていきたいと考えておりますというものでしたが、そこで改めて現時点での見直し状況についてお尋ねいたします。

最後に、市職員等の労働環境におけるカスタマーハラスメント対策についてお尋ねいたします。

近年、カスタマーハラスメントは社会問題化しており、民間企業にあっては営業に支障を来し、公共団体にあっては市民サービスの低下を招くなど、社会的影響を看過できない状況にあると感じられます。そして問題は、働く人たちの意欲を大きく減退させ、健康にも悪影響を来し、ひどい場合には退職の決め手にもなってしまう可能性もあるという点です。厚生労働省でもカスハラ対策企業マニュアルを配付し、事業主が従業員をカスタマーハラスメントから守るため、対応を促しております。カスタマーハラスメント被害が起こり得ることは官民共通の課題であり、三笠市でも避けて通れない問題であると考えます。私は、以前より、本市の職員は市政を支える原動力であり、本市の明るい未来と私たち市民の幸せを担う大切な人材であると常々考えていると申し上げてまいりました。

そこで、最後の質問ですが、職員は心身ともに健康で意欲とやりがいを持って主体的に働くことができる労働環境が必要不可欠であることから、職員の健康や職場の良好な状態に影響を及ぼし、ひどい場合には職員のメンタル不調や離職にまで発展しかねないカスタマーハラスメントの対策について、その考え方や姿勢についてお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに三笠市地球温暖化対策実行計画について答弁願ひます。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、ゼロカーボンシティの実現に向けた、これまでの取組と今後の展望についてということで答弁させていただきます。

まず、若干背景から、議員登壇で御質問された部分と重複する部分がございますが、お許してください。

国は2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラル、それから脱炭素社会を目指すことを宣言しました。また、北海道は2021年3月に、北海道地球温暖化対策推進計画により、2030年度までに道内の全市町村のゼロカーボンシティ宣言を目標に設定しているところでございます。

そこで、三笠市におきましては、市役所や、それから老人福祉施設に木質バイオマスボイラーを導入した経過や、さらに未利用エネルギーの活用研究として進めていました「石炭の地下ガス化事業」の技術を活用した水素製造の可能性調査事業がNEDOに事業採択されたことなど、これまでの取組の経過を踏まえまして、令和3年第4回定例会で西城市長から、2050年までにカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったというところでございます。

2023年3月に策定しました「三笠市地球温暖化対策実行計画区域政策編」では、これまでの三笠市の取組の経過、それから今後取り組む計画を盛り込み、将来像を設けたものでございます。この地球温暖化対策実行計画の区域政策編では、まず目標を設定しまして、また、目標達成のため基本方針をお示ししているものでございます。

まず、方針の1つ目は、先ほども申し上げましたが、「2050年ゼロカーボンに向けた目標設定」で、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年を基準としまして48%削減、2050年にゼロカーボンを目指しているところでございます。

2つ目の方針につきましては、「災害に強いまちづくり」として再エネ、それから蓄電池やEV、さらにFCV（燃料電池自動車）、これらの組合せによる防災力の強化というものを方針としています。

3つ目の方針につきましては、「地域特性を踏まえた脱炭素型ライフスタイルの促進」で、先ほど申し上げた木質チップなどの地域資源の活用によるエネルギーシステムの構築、また、市民を対象にしました普及啓発を行い、脱炭素スタイルを促進していくというものでございます。

4つ目につきましては、「産炭地域特有の地域資源の活用と地域活性化」、これによりまして、石炭資源を未利用エネルギーとして活用することで、ブルー水素の製造と関連事業による地域産業の構築を行うよう方針で定めているものでございます。

最後の5つ目につきましては、「再エネ取組への部門間格差の是正」でございまして、産業部門、業務部門、家庭部門といろいろございますが、施策を策定することでゼロカーボンを目指すというような方針になってございます。

それで、令和5年度からの取組につきましては、今申し上げた市民等への5つの方針等を中心として啓発に取り組んでいるところでございます。今後の展開につきましては、この方針に基づきまして、将来目標であります2030年度の温室効果ガス排出削減、2013年度比48%の削減に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 御丁寧な説明ありがとうございました。これまでのことも、私は大変よく皆さんされているということで、少し杵を絞って質問させていただきます。

先日、まだ私のうちに蛍光灯がありまして、大手量販店に買いに行きましたら、もう蛍光灯の杵がLEDの杵に吸収されておりまして、新聞等で見ましたところ、水銀汚染防止法によりまして、2018年には一部の蛍光灯、2020年には水銀灯の製造と輸出入の禁止がもう規制されていると、ですから当然、店にはないと。

そこで、2023年に水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、全ての一般照明用の蛍光灯が2027年までに製造及び輸出入が禁止されると、決定されているということを踏まえて、ちょっと確認させてください。先ほど部長おっしゃったように、2050年ゼロカーボンに向けて、大変皆さん再生可能エネルギーの比率を高めていくと思います。そ

ここで、公共施設等の脱炭素について質問させていただきます。

今ほどのLEDに替わっていくこともあるのですけれども、私は公共施設のLED化、これはCO₂の削減の推進もあるのですけれども、電気料金の削減にもなるという経済的な効果もありますし、施設を維持管理する上では耐久性もあるというのがありますね。ですから、率先してLED化を進めるというのは当たり前になってきたと思います。

そこで、公共施設へのLEDなり太陽光発電設備の導入などを今後家庭にまで踏み込むかどうかは別にしまして、まず公共施設の脱炭素化に向けたLED化と太陽光発電システムの導入、この現在のお考えについて教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） それでは、現在の状況について御説明させていただきますと思います。

LED化につきましては、当初、耐震改修工事に合わせて実施してきたところでありまして、終わっていますのが市役所庁舎、消防庁舎、市民会館、小中学校の体育館が終了しているところでございます。

令和5年度に創設されました脱炭素化推進事業債という起債を活用するようになってからは、令和5年度にふれあい健康センター、博物館、市民会館の舞台照明、令和6年度に児童館、老人福祉施設非常用照明、本年度の措置といたしましては、岡山小学校と三笠高校の一部を措置しているところでございます。

なお、平成20年度以降整備しました火葬場や高校生レストランについては、最初からLED照明となっているところでございます。

次に、太陽光発電につきましては、火葬場、文化芸術振興促進施設、それと給食センターの3か所に設置しているところでございます。今後も公共施設、順次計画的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 公共的には予算等でも重々分かっていたのですけれども、先ほど三好部長の中でも産業・運輸・業務、家庭・運輸部門でもということがございましたけれども、例えば行政以外のこういうところで関連する取組がありましたら教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） ほかの部分という部分でいけば、全体的に市内全事業者への啓発が必要と考えていまして、現在そういう取組を行っています。

事業者におきましては、例えば設備の更新時とか高性能や高い省エネ性能への切替え、これがポイントになってくるのかなと思うのですが、設備機器につきましては20年、30年と使う機器があると思います。なかなか今すぐ切り替えるということにはならないのかなと思ひまして、ただし、こういう施策におきましては、現在の設備を更新するときに

は高い省エネ性能を持った設備機器を導入していただけるよう、啓発を行っていきたいと思っているところでございます。

それから、家庭の部分でございまして。議員おっしゃったとおり、電灯のLEDへの切替えとか高効率の家電の購入など、これは費用がかかりますので、例えば、ささいなことかもしれないけれども、テレビを見ないときは消すとか、当たり前のことですが、エアコンの設定、温度調整をして電気を減らし、節電、節約を行うこともゼロカーボンを目指す上で大切だと思っております。市民には引き続きこのような啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 今ほどの電気の話は、すぐ消しなさいとか、私、家庭でよく妻に言われるところではございまして、きっと私よりも家計を預かっている人は思っていると思います。

そこで、私どもの計画の中に森林整備というところではございまして、さっきの木質のボイラーも含めて質問させていただきますが、当然、国有林、道有林がほぼでございます。それはもう重々分かった中で質問していますし、今回、議会としても意見書をお出しするということがありますので、森林整備の吸収源対策というところで、先ほど説明あったように木質バイオのボイラーとかがありますけれども、森林の整備というところ、例えば市民を巻き込んだいろいろな事業を展開することもありますし、国や道に対するそういう働きかけもあると思うのですが、これまでどのようなそういう取組をされてきたのか、簡単に教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 森林の部分でございまして。まず、おさらいになるのですが、森林の面積の関係からちょっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、全体で森林面積については2万5,986ヘクタールということで、行政面積に占める割合からしたら85.8%と大変多くなってございます。所有者別、先ほど議員もおっしゃったのですが、やっぱり主な山林は国有林、道有林が86%、民有林、個人の山林が6%と、市有林が8%の2,157ヘクタールということとなっております。

三笠市のCO₂の吸収源となる森林を適正に保つための取組ということで、地球温暖化対策実行計画においては、お読みになっているとは思いますが、3点掲げてございます。まず1つが「間伐や下草刈り等の森林整備の促進」と。2つ目として、先ほどボイラーのお話もされていましたが、「未利用材等のチップ・ペレット化の促進」と。それから、3つ目として「森林の保全活動の促進」ということで、豊かな自然の保全と、まちの環境維持を図るといような目的としてございます。

1つ目の間伐や下草刈り等の森林整備の促進という部分につきましては、やっぱり森林を適正に保つことで吸収源としての役割を最大限に発揮することを目的にしているという

ことで、毎年これは国の補助を活用して造林だとか下刈りを計画的に実施していると。今年も美園町の仙太郎の沢の付近の造林を予定していると。今後も当面、美園近辺を造林していくということで、森林の適正な管理を図っていくと。

2つ目の未利用材等のチップ・ペレット化ということで、これについては、木質チップボイラーの導入を令和元年に市役所、それから次の年の令和2年に老人福祉施設へ計2台設置して、温暖化防止を含めて未利用のチップを使っていると。

3つ目の森林の保全活動としては、国、道、市のほか民有林の保全管理という部分も重要ですので、令和6年には「豊かな森づくり推進事業」という北海道の事業があるのですが、この制度を使いながら、植栽の経費を助成するという一方で、森林所有者が保全活動に取り組めるように市のほうからも助成していると。

今後についてなのですが、吸収源対策としては、先ほどから何回も申していますけれども、やはり森林資源を適切に保全するというのがまず大事だと。ただ、そのために切った木だとか、間伐材だと運搬するための林道の整備がどうしても必要になってくるということとございます。この林道整備に係る費用が結構多額になりますので、これは計画的に実施していきますけれども、森林環境譲与税だとか道の補助金を活用しながら少しずつ整備を進めていきたいなということで、森林は二酸化炭素の吸収源という部分だけではなくて、御承知かと思いますが、土砂の流出だとか山崩れの防止、それから水源の確保と、多様な生物の共存の場ということもございまして、今やはり国内材の見直しがかかっているという部分で、木材の供給といった多面的な機能を有してございますので、これらの機能が十分発揮できるよう、我々としては、森林整備を適切に行って森を育てていきたいというふうを考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ぜひ、本市全体がゼロカーボンシティを目指す中で、市民、行政、民間の企業の方々一体となって取組を進めることが重要と改めて、今、感じたところとございます。

そこで、この部分では最後の質問になります。

先ほども述べましたけれども、国が今年2月18日に閣議決定されて、さらに削減率を増やしたところですね。私たちの計画も相当厳しい数字だと私は認識はしていますけれども、それを踏まえて、2023年に策定されました区域施策編の事業を進める上で、今、国の閣議決定がどのような位置づけにあり、それに合わせてどう進めるのか、最後にお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

御指摘のとおり、本年2月に国では地球温暖化計画を改定しております。前回の令和3年10月に公表されました国の計画は、2030年度の温室効果ガス削減目標を、基準で

ある2013年度より約46%削減し、2050年には実質ゼロを目標としております。

今回の改定は、須河議員おっしゃるとおり、2030年度の削減目標約46%、2050年のカーボンニュートラルは変更ないと。これまで2030年から2050年の間に示していなかった目標値を、2035年と2040年で新たに明記して、国では、たゆまず着実に実行していくというようなことが今回の改定の中にございます。

国はこのように改定しているのですが、まずは、うちの地球温暖化対策実行計画の区域施策編で目標にしている2030年度温室効果ガス排出削減2013年度比48%が達成できるよう目指していくものでございます。ただ、2030年度、議員、今、大変厳しいというようなお話ありましたが、今の推計では目標に近づけていけるかなという感覚を持ってまして、48%に近い数字は出てくるのかなと現段階では感じているところございます。

なお、国は見直ししていますが、私どもの計画につきましては、2030年度をめどに計画の見直しを随時やっというふうに思っております。そして、2050年のカーボンニュートラル、「ゼロカーボンシティ三笠」を目指してまいりたいと考えているところございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 今後とも、今のお話を聞いてちょっと安心しましたけれども、2050年ゼロカーボンに向けた取組もそうですが、水素を活用したまちづくりの定着を着実に進めていただきながら、ゼロカーボンに向かって確かな歩みをお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 次に、災害に対する安全・安心の備えについて答弁願います。

消防長。

◎消防長（田川善幸氏） それでは、私のほうから、災害に対する安全・安心の備えについて、三笠市地域防災計画の現時点での見直し状況について答弁させていただきます。

まず、本市の地域防災計画につきましては、国の「防災基本計画」及び「北海道地域防災計画」の改正内容を踏まえまして、適切な見直しが必要であると認識しておりまして、令和6年第3回定例会においても、三笠市地域防災計画の修正に取り組んでいくことを報告しているところございます。

現在の取組状況といたしましては、国及び北海道の計画改定に基づく基本項目の修正に加え、各種災害の発生状況を踏まえた避難者数の見直し、トイレの配備体制やペット同行避難への対応策、孤立が懸念される地区の再評価と対策強化に努めているところございます。

また、近年の豪雨や地震により、全国の被災地でも複数の集落が一時的に孤立し、緊急搬送や情報伝達に支障を来すケースが発生していることから、ドローンを活用した空中か

らの状況把握や通信手段の検証といったことにも着手し、計画に反映させてまいります。

さらに、広域停電の際には、避難所における電源確保、情報収集体制の脆弱化が顕在化しており、これに対応するために北海道電力との連携を図りながら情報収集等に努めているところです。これらの課題に対応すべく、関係部局や防災関係機関のほか、女性の立場や視点にも対応できるよう、女性消防団などの方々の意見を重ねながら計画案の骨子を整理している段階でございます。

今後においても、地域防災計画の基本的な事項を定める本編の改定に向け、鋭意取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 若干確認の意味で質問させていただきます。

地震は本当にいつ発生してもおかしくないという災害ですから、今お話を聞いていても様々な防災・減災への取組を地域、いろいろな関係団体と連携して進められていることは安心させていただきました。そこで、以前も聞きましたけれども、やっぱり能登の地震のときも避難所の、あれだけマニュアルがあつて、あれだけの者が関わったのにもかかわらず、避難所の劣悪な環境が、テレビの放映しか私たちは分かりませんが、避難所の運営について若干確認をさせていただきたいと思えます。

今回、去年の12月ですか、内閣府の防災担当から、私こういうものしか分からないので質問しますけれども、スフィア基準という、これを読むと、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動の最低基準を国際基準でまとめたものとなっておりますが、これ、自治体向けの避難所に関する取組指針、ガイドラインを出したと。そこで、この内閣府の出した基準が今回の計画の避難所でどのように反映されたか、教えていただければと思えます。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 本市では、内閣府の「避難所運営ガイドライン」において参考とすべき国際基準として位置づけられているスフィア基準を、避難所の質の向上を図る上で極めて重要なものと認識しているところでございます。

スフィア基準は、紛争や自然災害の発生時における人道支援の最低基準を示すものでありまして、特に避難所に関しては、安全性、尊厳、健康、アクセスの確保といった観点から、「1人当たりの最低面積3.5平方メートルの居住空間の確保」と「女性・高齢者・障害者等に配慮した安全な空間の設置」「プライバシーの尊重（間仕切りや専用スペースの整備）」などの項目が重視されております。

そこで、本市では、これらの基準を踏まえまして、1人当たりのスペース確保に配慮した配置とともに、動線の改善やゾーニングの工夫により、プライバシーと安全性の両立を目指すための避難所のレイアウトの見直し、備蓄品の整備と地域単位での分散確保、スフィア基準の考え方を盛り込んで、特に要配慮者への対応手順や支援体制を意識した避難所運営マニュアルの改訂、マニュアルの実効性を確認するとともに、地域住民との協働によ

る運営力の向上を目的とした訓練計画などの対応を図ってまいりたいと考えております。

一方で、スフィア基準の適用に当たっては、避難所の収容人員の見直しが必要となるなど、これまでの運用基準では対応し切れない課題も生じております。そのため、前段で申し上げましたとおり、避難施設の見直し、地域との連携強化、自助・共助・公助のうち自助の啓発活動を含む総合的な対策について、今後も継続的に推進してまいりたいと考えております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） このことは以前から度々答弁いただいておりますので、避難所を少し、能登のことばかり言って申し訳ないのですけれども、私の認識が違ったら修正いただければと思いますけれども。

要するに、避難所生活が長期間にわたる場合、一次避難先は地域の市民センターや学校の体育館、指定避難所、当然多くの方が避難されると。その後、生活が困難で特別な配慮が求められる高齢者、障害者、乳幼児、配慮が必要な方が福祉避難所のほうに避難するということが述べられておりました。

そこで本市では、今、避難所全般の話は聞きましたけれども、例えば今お手元にあるのは福祉避難所の受入れ体制というところが、今ほど消防長がおっしゃった避難所全体の話と同じだというのなら結構ですけれども、特段、福祉避難所について何か、こういう避難措置があるみたいなのがあれば教えていただければと思うのですが。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 現在、福祉避難所の位置づけとしましては、ふれあい健康センターとして位置づけをしているところでございます。

避難の考え方については、まず自分たちの命は自分で守るということでは、発災したときにそういった命を守る行動をしていただく。そして、その後に避難ができるのかという観点では、まず避難所を開設するかどうかの判断をさせていただきまして、必要であれば私たちのほうでも避難指示を出しますので、そちらのほうに避難をしていただく。そういった中で福祉避難所については、一番最初に避難所を開設するわけではございませんので、その必要性に応じてふれあい健康センターである福祉避難所を開設していくかどうかの判断をしていくといったことで考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 長期間になるような災害というのはそうそうあることではないので、一応確認で1つだけ。

今ほど私たちのまちではふれあい健康センターだけだというので、案外、三笠市民の方も場所とかは分かると思うのですが、例えば避難しなさいという連絡を取りたくても、何かの影響で電話が繋がらなくなってしまうと。それから、助けに来る方、一緒に行ってくれる方もいない場合とか、そういう場合に、どのような取組、対応する方がいるの

か。例えばこれ、どこかのまちで見たのですけれども、介護タクシー業者によく電話されるというまちが、その情報がすぐに介護タクシー業者にもう行っていたと、そうすると、電話が来た瞬間に行くのではなく、介護タクシー業者から大丈夫かいというようなことの連携があったというのを見たことがあるのですが、三笠市の場合でそういう場合は、どのような方がどのように対応するのか。前も聞いたと思うのですけれども、もう一度確認したいのでお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 避難に困られる方ということでは要配慮の方が該当するということで、今のお話にあったとおりですけれども、要配慮者の考え方につきましては、そういったタクシーだとかというようなところで活用されているという部分がほかのまちではあるようですけれども、私たちのまちではまず、ほかのところもやっていることではあるのですけれども、昨年度からクラウド型の被災者支援システムというのがございまして、そちらのほうの機能としては、避難行動要支援者名簿や個別計画を作成する機能がここにはございまして、あと被災者台帳を作成する機能、避難所や入退所管理を行う機能がございまして、また、住民基本台帳の情報を盛り込むことやハザードマップのデータから浸水区域に居住する要支援者を抽出することができますので、このシステムを活用して被災者の支援をしまして、事務の効率化ということでこういったシステムを活用すると。その中で救出に当たる場合には、警察機関だとか消防団だとか自主防災組織の中でも手助けするような取組をされている自主防災組織の地域もございまして、そういった方の支援を受けながら、そういった方の救出、支援に当たっていきいたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 度々質問させていただいて、すみません。私がやっぱり前から懸念していたのは、避難行動要支援者名簿の扱いなのですね。これはもう何回も聞いたのです。当然、守秘義務があるので、その方のオーケーがないと駄目だと、それは分かっています。ただ、さっき個別避難計画もあると聞いたのでちょっと安心したので、今後、本人に了解をもらった名簿を、どういう方々が前から持っているかというところが、警察だとかポイントだと思っていたので、今の話聞いてちょっと安心させていただきました。

次の質問が、避難する場合に一次避難所でも福祉ではないと。家庭で避難する方も多々あると思うのですね、各家庭で。そういう場合に、ほかのまちでは各家庭での耐震シェルター、耐震ベッド、家具転倒防止の支援事業とか感震ブレイカー助成制度みたいなものがあるのですね。この辺の創設について、要するに家庭も避難所という感覚のお考えはどうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） まず、耐震シェルター等に関しましては、西日本の一部自治体において、昭和56年以前に建築された古い木造住宅を対象とした耐震改修の補助制度が

導入されていることを認識しているところでございます。

次に、助成制度の創設としましては、家具転倒防止器具や感震ブレーカーについてですが、これらは地震発生時の人的被害や火災のリスクを低減する上で有効でございまして、道内においても一部自治体が補助制度を導入していることを把握しております。

特に、感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動的に電源を遮断するため、地震による電気火災の防止に効果があるとされておりまして、国においてもその普及啓発に向けた取組が進められているところでございます。

三笠市の防災対策についても、備蓄品を含め毎年整備をしております、有事の際に市民の命や安全を確保するための取組を進めております。

御提案いただきました耐震器具につきましては、自宅内において自身の命を守るための手段でありまして、こういったことも含めまして在宅避難もできるのかなといったところもございすけれども、地震に伴う電気機器からの出火だとか停電が復旧したときに発生する通電火災を未然に防止する観点からも有効な対策であると承知しておりますので、こういったことも備えて在宅避難もして、減災のほうにつなげていけるのかなというふうに考えるところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ぜひ積極的に検討いただければと思います。

この部分の最後の質問になりますが、例えば体育館のエアコンの設置等も国の地方財政措置の活用をするということが出ておりましたし、これはちょっと坂参事にも確認しましたけれども、このまちはやっぱり制度をいかにうまく利用していいものを使っていくかということがあるので、例えば空調設備整備臨時特例交付金とか緊急の水害対策の事業だとか、水道管の耐震化事業とか、いろんな国の財政措置があるのですけれども、この辺、災害というところに目を向けたら防災対策にどのように生かしていくのか、考え方があれば教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） まず、空調設備整備臨時特例交付金につきましては、令和6年度の補正予算で成立いたしましたので、それを受けまして、私どもも教育委員会を含めて検討したところでございます。

この交付金なのですけれども、空調設備の設置に合わせまして断熱工事を行う必要があり、若干割高な工事費になるとともに、交付基本額になるのですけれども、こちら補助単価に体育館の面積を掛けて算出するのですけれども、この補助単価が当市で積算した工事費に見合わないものであるほか、交付基本額を超える部分は、地方交付税の措置のない起債と一般財源ということになってしまいます。

一方で、同様に空調設備を設置する際には、緊急防災・減災事業債、こちらが活用できます。100%充当の70%が交付税措置というふうになりまして、試算しました結果、最終的な市の負担は、こちらを活用したほうが少ないということになったところでござい

ます。

昨今の猛暑を考えますと、避難所に空調設備は必要と考えております。ですが、既に普通教室に空調設備を設置していることから、今後、設備を増やす場合、高圧受電設備も必要となりまして、どうしても工事費が高額となっているところが課題となっております。どの制度が最も有利か検討しつつも、財政状況を見ながら整備していきたいと考えているところでございます。

緊急浚渫事業債につきましては、現在、萱野川、こちらを計画的に浚渫してきました。今年度で萱野川は終了いたしますので、令和11年度まで延長されたことを受けまして、次年度以降も計画的に実施していくための財源としたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 水道管路の耐震化の話もございましたので、私から答弁させていただきます。

まず初めに、水道管路の耐震化につきましては、三笠市水道事業耐震化計画に基づきまして、緊急性、重要性、優先度を考慮しまして改修を現在進めてきている状況でございます。

耐震化の状況につきましては、水道管そのものが耐震性を有するものと、地盤条件により耐震が適合されるものも含めまして、当市の基幹管路の耐震適合率は79.4%でございます。全国平均42.3%、全道平均45.6%でございますので、当市は高い耐震適合率になっております。

国の地方財政措置の拡充につきましては、一般会計からの出資で管路の耐震化が進むことが期待され、防災対策の面からはよい制度だとは認識してございますが、当市の水道施設の全体の耐震化の計画におきましては、今年度から管路の改修は一定規模に抑えまして、事業規模が大きい配水池の耐震改修に着手していくということとしてございますので、通常事業費を超えて実施するとなれば、一般会計からの出資を受けましても、どうしても減価償却費が計画よりも増えてくるということになってしまいますので、結果、市民の負担が増える可能性がございますので、将来の経営見通しを踏まえて慎重な検討が必要というふうに考えてございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 先ほど言いましたけれども、災害は本当にいつ起こるか分からないので、これからも市民の安全・安心につながるようないろんな施策の充実に努めていただくことをお願いいたしまして、期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） それでは、最後に市職員等の労働環境について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、カスタマーハラスメントの対策についての考え方、姿勢について答弁させていただきます。

まず、背景からお話いたしますと、令和元年に労働施策総合推進法というものが改正されたこと受けまして、職場におけるハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業者の義務となったものでございます。

これを踏まえまして、令和2年には厚生労働省が「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置等についての指針」というものを策定しまして、顧客等からの暴言、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為である「カスタマーハラスメント」に関して、事業主は相談に応じ、適正に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましいという旨のことがありました。また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨、定められたものでございます。

さらに、令和3年には「顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連携会議」というものが設置されまして、カスタマーハラスメント対策のあり方についての検討が進められたほか、令和4年には厚生労働省により「カスタマーハラスメント対策マニュアル」が作成され、令和6年にはさらに閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」におきまして、「カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメントについて、法的措置も視野に入れ、検討する」と記述されているところでございます。

本来、顧客など、市役所であれば市民の皆様や事業者の方々などですが、その方々からのクレームや苦情は、サービス等に対して不平や不満を訴えるものですので、それ自体が問題になるものではございませんが、中には過剰な要求であったり、暴言や不当な言いかけりが含まれていることもございます。

そうした悪質なクレームは、職員に過度の精神的なストレスを感じさせますとともに、長時間の拘束等によって通常の業務に支障が生じるケースもございますことから、本市におきましては、先ほど申し上げた法及び厚生労働省の指針に基づきまして、昨年4月1日に「カスタマーハラスメント対策マニュアル」と「啓発用ポスター」を作成したほか、窓口や電話等対応の多い所管には「対応用のICレコーダー」を配付するなどして、全職員にカスタマーハラスメントに対する対応や判断基準などを示すとともに、広報みかさを使って市民周知を図り、さらに市内の各窓口や公共施設にもポスターを貼りまして、市民啓発に努めてきたところでございます。

また、令和7年4月1日からは、カスタマーハラスメント防止の一環も兼ねまして、これまで漢字のフルネームでの職員の記名票でございました。それを名字のみの平仮名表記にさせていただきます。今年の秋頃をめどにですが、さらに庁内の電話機に録音機能を追加することも現在進めております。引き続き、職員が働きやすい環境づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 冒頭言いましたけれども、カスハラ被害は官民共通の課題だと思います。時間的なこともありますので、民間のことにまで行ければ行きますけれども、まず三笠市の職員ということで、これまで、取組は分かるのですけれども、現状実態として被害を受けた事例、最悪の場合、警察に連絡を取ったような事例までありましたでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 現状についてということでございます。昨年の4月マニュアル策定以後という部分でお話しさせていただきますが、市役所においてカスタマーハラスメントと判断した事案はございません。もちろん警察にということもございません。

しかし、このことはクレームが全くなかったということではございません。中には威圧的な態度を取られたりとか、そういう言葉を使われたといった事案はございました。ただし、そうした場合につきましても、職員と話しているうちに落ち着きを取り戻して、そういう不当な要求を取り下げたり、または制度を改めて説明するときちんと理解いただいたということですから、これはカスタマーハラスメントとしては判断していないところで、そういうふうにも取り扱ってございません。

ただ、そうした場合につきましても、職員にとってはある程度精神的なストレスを感じたりすることもございますので、所属長も含めまして、職員のバックアップ、ケアに努めているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 現状、今のところマニュアル策定以後はないけれども、それに近い事例はあったということだと思いますね。これ、ほかのまちでよく警察のOBの方を再任用されたとか、要するにプロフェッショナルの方を置く安心感というか、そういうのは聞いたことがありますし、その辺は別にしまして、メンタルヘルスの問題でも特段、今それに基づいたということではないと思いますけれども、別件でやっぱり今メンタルで休まれる方が多いとしたら、このカスタマーハラスメントもその方にとったらもしかしたら大きな要因になる可能性はあると思いますので、その辺、マニュアルもそうですけれども、安心を持つために職員の研修みたいなものはどのように対応されていますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 研修の部分ですが、職員に対しましては先ほど言ったマニュアルを、まず周知していますということです。北海道の市町村職員研修センター主催の研修がございまして、これに参加していただいているというのと、カスタマーハラスメントではないのですけれども、各種ハラスメント研修というものをやっていますので、その

中で事例とか対応を含めたもので職員に学んでいただいているというような現状でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 研修したから、マニュアルがあるから、各職場によっては病院もあります、教育委員会もあります、出先もありますから何でもはいかないのでしょうかけれども、でも、あることによって安心感につながると思います。

最後に、若干時間も今あるので、官民共通ということで、私、質問の趣旨で条例までつくってやっている大きなまちもあるよという話はさせてもらいましたけれども、今のところそこまではないというふうに理解しておりますが、民間というところでやっぱり先ほどの国のマニュアルもガイドも事業主に行っているのですね。その辺、何か三笠市とそういう団体の方とのコミュニケーションを取った事例の中で、そういうことが実はあるのだよね、取り組んだよねみたいなことがあれば教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 民間事業者ということなのですが、昨年11月に道のほうで防止条例を制定して、その後12月に条例の周知ポスターというのが商工観光課と商工会に直接届いています。これを受けて市としては、市の窓口だとか商工会の窓口、そして、大型店舗のイオン、ツルハ、コンビニのファミリーマート等で掲示しているところがございます。また、本年4月に「北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針」というのが届いているのですが、これについてはカスハラの適切な対処方法だとか事例だとか、その辺の事例を定めているものがございます。

その指針が来た後、我々幾つかの小売店だとか飲食店にカスハラの実態について聞いてございます。現状ではカスハラの実例はないというようなことなのですが、ただ、やっぱりイオンだとかそういうところになれば事例が、イオンは1件あったよと。その中身はまだ聞いていないのですが、事例があって対応していましたと。あと、イオンやツルハみたいなところは、やっぱり社内で対応方針というのがあって、それを共有しながら対応を図っているというようなこともございます。また、セコマだとか、そういうようなところは、警察と協力して、カスハラ、それから強盗対策というものもあるのですが、訓練したりしているという部分がございます。事業者ということもあれなのですが、郵便局だとか、その辺も対応マニュアルがあるというようなこともいろいろお聞きしています。

今後、大きいところだとか、もう既にそれぞれ対応しているところがあるのですが、比較的やっぱりカスハラが起きる事業者としては、小売業、飲食店、この辺なのかなと思います。ただ、どこまでがカスハラなのか、飲食店で酔っ払ってくだを巻いているのはカスハラなのかというのもあると思うのですが、そこで主に小さいところとなれば商工会の会員ということもございますので、今後、商工会とも協議しながら、こういった対応ができるかというのを検討していきたいなというふうには思っています。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） この問題は、マニュアルをつくればいいとか研修すればいいというものではなくて、やっぱりまだまだやるべき対策はあると思いますし、僕の印象ですけれども、受け方によって誰しもが加害者にもなるけれども被害者にもなるという可能性があると思うのですね。そうならないためには、まず市役所の対応を厳しくというか、真摯に続けていっていただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、須河議員の質問を終わります。

次に、1番青木議員、登壇願います。

（1番青木康博氏 登壇）

◎1番（青木康博氏） 令和7年第2回定例会に当たり、通告順に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほうよろしくお願いたします。

このたび、昨年の8月に市内各地でロケが行われていたドラマの放送が終わりました。ドラマのロケ地を訪問されている方も結構いるとは聞いておるのですが、このロケ地の中でちょっと危険だなと思うようなところもありましたので、その点も質問させていただきます。

まず最初に、地域おこし協力隊につきまして、三笠市内に生活拠点を移して、三笠の魅力を伝えていただいた地域おこし協力隊の方の部門別の延べ人数、任期後の定住者の状況についてお聞かせください。やっぱり任期後、三笠に定住している方が少なく感じてしまいますので、任期後いかに三笠に残っていただくということがあるかと思っておりますので、この質問をさせていただきます。

次に、令和5年度に質問させていただいたのですが、譲渡いただいた旧奔別炭鉱立坑櫓ですが、ドラマのロケ地となっておりましたが、そのドラマの中で、鍵を壊して侵入して、中で火を使っていたというところがありました。炭鉱ですのでメタンガスがもう全く出ないというわけではないですので、このようなちょっと危険なことがあったので、安全対策についてお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了させていただきますので、御答弁をよろしくお願いたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに地域おこし協力隊について答弁願います。

企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） それでは、地域おこし協力隊について御説明させていただきますと思います。

当市では、平成27年から採用してございます。最終的には、今まで57名の方を採用しているという状況になっております。最近に入ってから状況について御説明させていただきますと思います。

令和元年度につきましては、就農、特産品開発、ジオパーク、保健福祉、観光振興の各分野に1名ずつ5名を任命し、そのうち任期満了者が2名、早期退任者が3名となっております。

ります。この年のコロナ禍の延長は3名でございます。

令和2年度につきましては、ciel（シエル）に2名、ジオパークに1名、ESSOR（エソール）1名、観光振興1名、キッチンスタジアム3名、鉄道村2名、移住・定住1名、飲食店経営1名、計12名を任命しているところでございます。任期満了者が3名、早期退職者が9名となっております、この年のコロナ禍での延長は2名となっております。

令和3年度につきましては、保健福祉1名、移住・定住1名、産業振興1名、DX1名、ciel1名、飲食店継承が2名、ジオパーク1名の計8名を任命し、任期満了が4名、早期退任が4名となっております、この年のコロナ延長は2名というふうになってございます。

令和4年度につきましては、鳥獣対策1名、DMO2名、ESSOR STORE（エソールストア）1名、COCOCHI（ココチ）1名、キッチンスタジアム1名の計6名を任命し、任期満了が2名、早期退任が1名、ほか2名は現在活動中です。

令和5年度になります。就農が2名、ジオパーク1名、特産品開発1名、計4名を任命し、2名が活動中で、2名が早期退職というふうになってございます。

令和6年度につきましては、COCOCHI1名、ciel1名、鳥獣対策1名、計3名を配置して、現在皆さん活動いただいているというところでございます。

こうして任命してきて、最終的に任期後の定住の状況というところなのですが、平成27年度からの累計といたしましては、退任時の市内の定住率57.1%というふうになってございまして、全国を見ますと55.7%となっておりますので、全国を上回る結果となっているところでございます。

参考までにその内訳ですけれども、市内で就職した方12名、市外に就職した方2名、市内に就農した方3名、主婦になられた方2名、市内で起業された方が9名という形になっているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） 定住率は57.1%ということで、全国平均よりも高いということなのですが、市内で協力隊でやっつけられる方の職業が、やっぱり限られていると思うのですよ。年間を通してできる仕事、あとは夏だけできる仕事があるのですけれども、やっぱりこういう方々が年間を通してできる仕事を見つけて市内に定住していただければと思うのですが、退任後に市内に残る施策とかが何かありましたら教えていただければか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） 様々な理由で早期退職される方がいらっしゃるのですが、基本的には任期が近づいたりしますと、私どものほうでその方々、今後の定住に向けてニーズを把握するようなことをさせていただいております。就職を希望する場合

は、担当の所管ですとか私どもで面談を行うようにして、何とか御本人の意向をかなえられるように努力しているところでございます。

また、起業されるというような方につきましては、各種国の制度ですとか、うちの独自の制度もありますので、そういったものを紹介しながら、フォローアップを現在行ってきているところでございます。

今後も同様に、引き続き努力していきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ちょっと私の聞いたところで、協力隊で退任後、議員になった方が芦別で1名いらっしゃいまして、そのほかの市町村でそのまま役所に入っていたという方も何名かいるとは聞いております。退任後の収入と住むところの不安が結構あると思うのですけれども、移住であれば市外から来て、移住者の施策があると思うのですけれども、協力隊を満了した時点で、その施策が全くなくなってしまって、どうしても三笠にそのまま定住するのは厳しいと思う方もいらっしゃると思います。ですから、このような方々が、もし仮に今時点、市役所が毎月のように職員募集していますので、そういう方々が市役所の職員に応募するなりの方法も一つの定住策だと思います。いかに、せっかく三笠に来ていただいた人たちをそのまま定住していただくというのがいいことだと思いますので、協力隊員の方々が三笠のために頑張ってもらった後に、三笠市としてその協力隊員をサポートしていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） 実際に市の職員に、正職員になった者で2名、それと会計年度任用職員になった者が1名いらっしゃいます。当然、私どものほうも毎月のように職員募集しておりますので、そちらのほうの条件と合うのであれば、ぜひぜひ試験を受けていただきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ちょっと私も把握はしているのですけれども、職員になった方ともしょっちゅうお話しするのですけれども、やっぱり協力隊として市役所で働いているということで、その人の人格なり能力はもう把握していると思いますので、面接なりの事前の調べるといことは、大変有利になっているかと思えます。

協力隊についての質問は以上で終了いたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に旧奔別炭鉱立坑槽についての答弁を願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 旧奔別立坑槽の譲渡後の関係と。

先ほどドラマで中へ入って危険という部分がありますので、そのことにつきまして答弁させていただきます。

御承知かと思いますが、旧奔別立坑のやぐらについては、所有者であった住石マテリア

ルズ株式会社より、以前からこれは譲渡の申出を受けていたと。定期的な意見交換を行いながら、令和4年に住石のほうで解体してしまうよという部分もあったので、三笠市として炭鉱遺産として文化的価値やジオパーク等の活用を考慮して、令和5年9月1日に無償譲渡を受けて、皆様にも御説明はさせていただいていたところでございます。

譲渡を受けるとき、その前も侵入して毎年のように住石さんが管理されているというもお聞きしていましたので、やはりもっと入れないようにというようなことで、進入口の扉を頑丈にしてもらえとか、鍵をしっかりつけていただくとか、そのほか、やはり敷地内に入らないようにというようなこともございまして、御承知だと思うのですが、入り口、あそこはホッコンの敷地ではあるのですが、以前はNPOの炭鉱の記憶のほうでバリケード等をしていただいていたのですが、それではちょっと不十分だろうということで、鉄製のゲートを今設置しているところでございます。プラス、やはり内部への侵入者がいるという部分もありますので、もし入った場合のことを考えて、幾つか防犯カメラを設置してございます。これはちょっと場所は言えないのですが、侵入したら映ってしまうというような状況でございます。

あと、ガスの関係ですね。青木議員ちょっと心配されていたのですが、実は以前からあそこの中を将来的に見られるようにしなければいけないという部分がありましたので、昨年、可燃性ガスがあるかどうかという分析調査、中へ入って、あそこの中でガスが発生していないかどうかというのを調べています。その結果は、そういう可燃性ガスはないという結果が出ていますので、基本は中に入れませんが、もし侵入してドラマのまねして火をつけても、火はつく形にはならないかなというふうには考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ガスの件は私も把握はしているのですがけれども、やっぱり知らない人が、炭鉱施設で火をつけるということは爆発する可能性があると思う方が多々いらっしゃいまして、本当に大丈夫なのと聞かれたのも事実です。

あと、カメラにつきましても、設置されているのは私も把握しています。ただ、カメラ設置しているところの上のほうの鉄筋を手前に曲げて侵入した痕跡も残っているのも事実なので、やっぱり何をやっても侵入はされるというのがあると思うのですがけれども、ただ、侵入されて、そこが安全であればいいのですがけれども、結構穴とかが空いている状態で、侵入した後にけがをしてしまった場合、そのときに管理責任というのが発生してくると思うのですよ。数年前に夕張でも同じく炭鉱施設に勝手に入って、穴に落ちて亡くなったという方もいらっしゃいますので、やっぱり穴の空いているところは結構危険ですので、侵入をさせないような方法も、テープを貼って立入禁止とかいろいろやっていると思うのですがけれども、そういうことも必要かと思えます。

あとは、ホッコンさんと今回三笠市で、住石さんから借りている敷地のちょうど境目のところに、ワイヤーで立坑槽のほうに入れないようにしてはあるのですが、そこにつ

いては、中に入った後に進入禁止というのは、近くまで、ワイヤーの先まで行かないと立入禁止というのはついていないので、そういうところにもやっぱり立入禁止なりの、ジオツアーとかに影響の及ばない程度でやっていただければと思います。

あと、以前質問したときには、内部のプレミアムツアーを計画しているということなのですけれども、こちらのほう、中の調査等を行っているとは聞いているのですけれども、進展のほうはいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 今、侵入についていろいろ御質問いただいていると思うのですが、切りがないですよ。我々は、入り口から入らないでくださいよと言って、さらにその先もやっていると。建物のときも駄目ですよとやっていて、それで侵入して何かあったら責任かといったら、そうではないと思います。ですから、その辺は、やっぱり青木議員もツアーでガイドをやられている部分はございますし、いろんな方がそういうふうに、知り合いもいらっしゃるので、ぜひ駄目だよということは、我々だけではなくて議員のほうからもお願いしたいなというふうに思います。

あと、中のツアーの関係、それについては、今どうできるか、先ほどからいろんな安全対策、やはりこれ、ツアーをやる場合は我々が入れて案内しますので、完全に我々の責任になりますので、ここは安全にしなければいけないということで、今その辺、安全な経路を含めて、ジオのほうで一生懸命やっています。今年、本当に関係者だけのモニターツアーを実施して、さらにその辺、想定した危険箇所だとか、安全対策をいろいろやはり何回かやってみて、本当に大丈夫だなと思ったらツアー、お金を取りながらやるような形で進めたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） 今年度、関係者のための事前調査ということで分かりました。

将来的には、やっぱり一般の人が内部を見られるというところ、立坑櫓の巻上機にロープが残っているという唯一の施設ですので、ここは十分活用できると思います。私も赤平に時々行くのですけれども、赤平のツアーガイドをしている方にも、やっぱり奔別はロープが残っていていいよねと、よく言われます。ですから、今回ロープが残っている、スキップ側が完全に残ってしまっていて、ゲージ側が半分だけ残っているという状態ですので、できればスキップ側、右側のほう、あちらのほうも内部公開できるような状態になればいいかなと思うのですけれども、ちょっと私、中には入っていないので、損傷状態がよく分かりませんので、ツアーができる状態にまで、もし危険な箇所を避けるような動線がつかれるようでしたら、スキップ側のほうもお願いしたいと思います。

私は以上で終わります。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 今のワイヤーの関係もありました。将来的に、やっぱりどうしたらいいかという話は、引き続きしなければいけないのかなと。あれがそのま

ま垂れ下がったままでいいのか、それとも直すべきなのか、直したら遺産としての価値はどうかとか、いろんな部分がございます。やっぱり安全対策というのが重要ですので、ここは時間をかけながら、検証しながらやっていきたいなというふうには思っています。

あと、今やはり、先般も一度御説明したのですが、ドローンを飛ばして360度バーチャルで見られる映像を作っています。その中で、皆様が現地に行かなくても、YouTube等を見ながらできると、見ながらすごいところだなというふうに見られるような取組もしています。やはりそういう映像を見ると、実際現地へ行ってみたいなということで来ていただける方も多くなるのかなということで、そういう取組もしていますので、いろんな形で今、ジオの職員、いろいろ努力してやっていただいているので、今後もいろんな人の意見を聞きながら、多くの方が三笠を訪れて少しでもお金を落としていただけるように我々も取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。私もバーチャルのほうで、中の状態とかを確認はしているのですが、なかなか中の入り方が難しくて入れないという方が結構聞きます。あと、建物の外で多言語で案内している状態もありますので、このバーチャルは結構有効な来ていただくためのツールになると思いますので、引き続き旧奔別炭鉱立坑櫓の活用をよろしく願いいたします。

以上で終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、青木議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、10分ほど休憩に入りたいと思います。14時35分から会議を再開します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を再開します。

最後に、5番折笠議員、登壇願います。

（5番折笠弘忠氏 登壇）

◎5番（折笠弘忠氏） 令和7年第2回定例会におきまして、通告に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

今日は、地方創生と外国人をテーマに、地域における外国人材の活躍や多文化共生社会の実現という観点から、当市の外国人材の受入れの考え方についてお聞かせいただければと思います。

コロナ禍が収まった後、日本に住む外国人が毎年1割のペースで増えていると言われております。その主役は地方で、少子高齢化が進み労働力が深刻化する中、地方の外国人材の争奪戦が既に始まっており、当市においても、近年、外国人材の受入れを実施している

企業が増えてきております。

特定技能外国人の在留数は2024年6月時点で25万1,236人で、特定技能外国人の受入れを実施する市町村の割合は92.9%で、市においては100%となっております。

2018年の入管法の改正を受け、2023年から特定技能が適用される対象分野の拡大により、2024年には技能実習制度に代わる育成就労制度が創設されるなどの法改正も行われ、国内の労働力不足を背景とした外国人の雇用促進施策は継続的に実施されており、今後もこの流れは続くものと考えられます。

外国人労働者の受入れは、経済的メリット、デメリットが混在しており、バランスの取れた議論が必要です。受入れ体制の整備、労働者保護対策などを講じながら積極的に外国人材の受入れを実施し、地方創生に向けて外国人との共生のための良好な環境づくりを築いている道内の地域もあるようです。

そこで、当市の受入れの状況について、ALT等の市の採用や市内民間企業の受入れの状況と、在住者の近年の推移についてお聞かせください。

また、国や道などの支援のほか本市における支援の状況について、外国人材の受入れについては高齢化が進んでいる地域ほど少ない傾向で、地方において行政施策が追いついていない現状がありますが、今後の施策や考え方についてお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、地方創生と外国人について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） いろんな分野にまたがるのですが、私のほうで一括答弁させていただきたいと思えます。

まず、現在のALTとしましては、2名の方が在任してございます。

ALTの受入れ人数なのですが、平成3年8月から中学校における英語学習の充実を図るため1名採用してございまして、平成17年から小中一貫教育を開始したことに伴って、小学1年生から英語の授業を実施するために1名増員して、現在の2名体制を維持しているということでございます。

市の職員としましては、正職員はおりません。地域おこし協力隊としましては、現在は農業部門に1名在籍してございます。

昨年度まで商工観光課のジオパーク担当のほうに2名在籍してございましたが、1名は卒業に合わせてほかのまちに転出したという部分、それから途中で退任した方が1名おります。

次に、市内の民間企業での受入れ状況ということですが、私どもが従業員調査等で把握している部分だけなのですが、現在、市内で7事業者において38名の受入れを把握してございます。もしかしたら、まだいらっしゃるかもしれません。

続いて、三笠市の住民基本台帳に登録されている外国人の推移ということですが、令和

2年で17人、令和3年で20人、令和4年で31人、令和5年で37人、それから令和6年で51人と、増加傾向にあるということでございます。10年前の平成27年3月末では14人ということでしたので、現在まで約3.6倍というようになってございます。

ちなみに現在の51人の年齢別なのですが、18歳以下が2人ということと、それ以上、19歳から65歳が46人、それから65歳以上の方が3人というような状況でございます。

外国人の方、在留資格というものがございまして、在留資格別ですと、教育活動だとか技能実習生など就労資格での在留者が住基上では42人、それから外国籍の家族として非就労資格者が3人、それから特定活動が1人、それから永住者だとか日本人の配偶者などの居住資格者が5人となっております。

現状は以上なのですが、続いて国の支援ということなのですが、まず一番最初に言ったALTの採用という部分については、国から交付税により措置されてございます。

それから、今回、教育部門で補正予算として提出させていただいておりますけれども、外国籍の生徒に係る支援員の経費につきましても、同様に国からの交付税によって措置されます。

あと、外国人労働者という部分に対しましては、国の支援については外国人労働者の適正な雇用管理などに関する体制整備ということで、労働局だとか一部ハローワークにおいて、就職支援コーディネーターだとか職業相談員、外国人管理アドバイザー等が設置されているという状況でございます。

また、外国人求職者等への就職支援として、外国人雇用サービスセンターと、これは現在、東京、名古屋、大阪、福岡にしかないのですが、そのほか国内の56か所に留学生のコーナーというのを設置して、専門の相談員による就職支援の実施、それから定住外国人が多く所在するハローワークを中心として、外国人雇用サービスコーナーを国としては国内139拠点に設置するなどしているということでございます。

さらに、多言語コンタクトセンターというものがございまして、全国のハローワークで利用可能な電話、タブレットによる13言語の対応が可能な映像通訳サービスなどが実施されているというようなことでございます。

そのほか、厚生労働省事業ということで、これは事業主への支援となるのですが、外国人労働者の職場定着のための助成金ということで、通訳費用、翻訳機器の導入費用、それから弁護士だとか社労士等への委託料、社内の標識類の多言語化などに必要な費用をそれぞれのメニューに応じて最高80万円まで助成されるというような、人材確保等支援助成金制度というものがございます。

次に、北海道の支援としてなのですが、外国人介護人材受入支援事業、それから外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業、外国人留学生生活支援事業、北海道外国人居住サポーター制度、それから外国人材活躍促進事業、これはセミナーだとか座談会、交流会

等とあるのですが、このような支援が行われてございます。

最後に、三笠市ということでございますが、現状で外国人に特化した制度というものは現在はございません。

ただ、先ほどもちょっと教育面で申したのですが、外国籍の対象の児童生徒や保護者が小中学校への就学を希望する場合、これ、市町村は受入れを行うよう国から通知が出されていると。関係者とも協議の上、現在、実際生徒が通学しております。母国語しか使用できない生徒のために、専任の支援員の配置を行うというような予定でございます。

また、福祉、医療、母子などでは、既存の制度、介護保険制度や健診だとか児童健診、相談、それを利用するようなこととなります。その際は、もちろん翻訳等の支援も行ってございます。

そのほか、児童手当、児童扶養手当、保育所や幼稚園の入所など住民基本台帳に記録されている方については、原則として日本国民に対する取扱いと同様になってございます。

以上が、支援の関係でございます。

今後という部分も言ってしまうといいのですね、今後という部分は通告がありましたので。

今後のあり方ということで、労働者確保対策としましては、やはり外国人の受入れは今後とも必要であるということは我々認識してございます。既に受け入れている企業への聞き取りなども行っているところでございます。

既存で受入れしている企業につきましては、外国人の派遣団体を通じて派遣されているということで、基本的に日本語でのコミュニケーションが取れる方が就労されていると。今現在、仕事における大きな困り事は特段ないと。ただ、難しい言葉が理解できないということだとか、やはり本人1人で病院に行くのが難しいと、問診等は難しい部分があるというようなこと、それから交通機関が少ないので休みの日だとか職員が送迎しているというような部分だとか、やはり生活面での支援を望む企業もいるところでございます。

一方、工業団地の現在まだ受け入れていない企業等にも、以前から人材確保のための外国人人材の受入れについて、毎年ちょっと聞いたりしていることもございます。その中で、やはり企業が望む部分については、日本人と同様な日本語を話せる人材を望むと。もちろん教えたり、機械を動かしてもらったり、いろんな部分でやっぱり専門的なことだとか難しいことがあるので、そういう部分が望まれるというハードルが高い状況でもございます。なので、できれば我々には日本人の従業員確保を優先させてほしいというような要望もあるところでございます。

産業政策推進部としましては、ジオパークだとかDMO、今後インバウンド対応がやはり必要だという部分がございますので、外国人人材を積極的に受け入れるというような考えでございます。ただ、やはり日本語を理解いただいている、そしてジオ、観光となれば日本文化、この辺もある程度理解いただけるような人材を望んでいるということで、以前、地域おこしでいらっしゃった方は結構そういうことが分かっていたらっしゃる方だった

のですが、今、いろんな方が探しているのですが、なかなかやっぱり人材的に見つからないということで、引き続き探していく必要があるかなというふうには考えています。

民間企業、労働者対策としての部分については、やっぱり企業の方といろいろよくお話をして、行政としてやるべきこと、それから企業としてやるべきことを整理しながら、どういった支援が必要なのか、今後も研究しながら取り組んでいきたいなというふうに考えています。

先ほども申したとおり、やっぱり企業が望む日本語力の向上だとか、あと生活支援がどうできるかという部分については、いろんな部署といろんな話をして協議して進めてまいりたいなというふうに考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 御丁寧な御答弁をいただきまして、再質が必要なのかなと、ちょっと今どうしようかと思っていますけれども。

今現状をまず聞かせていただきまして、10年前の3.6倍の51人、私も関連、知人の企業ですとかといったところで今そういった受入れをしてきているということで、今日の質問は、今、三笠市がそういった部分にかじを切ったとか、こういった政策をやっているのだという話ではないので、こういった現状を踏まえて今後どういうふうに考えているのかという現状と確認ということでございますので、まず御理解いただきたいと思いません。

それで、こういったふうに、それぞれ今、企業が、いろいろな問題はあるにしても、やはり人手不足といいますか、また、そういった海外にもいろいろな道が開けてきているという中で、この三笠の企業でもやっぱりそういうような受入れをし始めているのは、もうこれからどんどん増えてくるのかなというふうに思っています。

そこで、こういった外国人の関係、今いろいろなほかの地域でも非常に逆に問題になっている部分もございまして、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、まず現状、ある程度まだ少人数ですけれども外国の方々は今三笠で住んでおられて、例えばその中に、今問題になっている不法在留している方がいたりするのか。また、例えばそういった外国人の方が日本の、この三笠のいわゆるルールになかなかなじみなくて市民の方々が何か苦勞されている、そんなクレームが市役所に入ったりとか、そんなような現状があるのか、お聞かせ願います。

◎議長（武田悌一氏） 市民生活課長。

◎市民生活課長（杉山 充氏） まず、不法入国というか、その点につきましては、三笠市の場合はございません。一応、先ほど住民基本台帳のお話をさせていただきましたが、在留期間終了間際になりますと、まずはその方々に通知が行くような形になっております。それを踏まえて、うちからも、本当直近にまだ届出というか手続に来られていない場合は、三笠市のほうからも御連絡を取らせていただいているという形を取っております。

続きましては、そういった外国籍ということで日本の文化になじめないとかというような形もあるものですが、まず、ごみとか、そういったような形のことでお話しさせていただきますと、一応外国人向けでA5でのごみの分別のパンフレットというか、皆さんには日本語のを渡しておりますけれども、外国人在住者の方には、転入されたときにはそういったようなパンフレットもお渡ししているというような形となっております。

町内会に入る入らないとか、いろいろそういった部分はありますけれども、一番は御近所付き合いというのですか、そういったところが問題になるのかなというふうには思っておりますが、そういった部分で、ごみとか分別の方法とかも周知できるような形で対応させていただいている。それに対して、特段、市民生活課のほうに苦情とかがあるというようなものではないというようなことでなっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 安心をしました。私もそういったようなことがあれば、いろんな市民の方からもお話しいただくのかなと思いますけれども、そういった話もなかなか今聞いておりませんので、そういった部分では安心をしております。

それで、現在、三笠市、今までもALT、それから今ほど御答弁いただきました地域協力隊の方または農業就労者の方ですとかが今現在、過去もいたということでございますけれども、非常にこういった点、私、ジオなんかもそういった方々がいることで、かなりジオのいろんな事業的なものも広がっていくのかなというふうに思うのですけれども、今答弁ありましたように、今後そういった部分で探していくというようなお話もありましたけれども、こういった外国人の方々を三笠市で短期的に採用するということに、こういったアプローチを、こういったところにしていくのでしょうか。日本人の方々と同じようなアプローチの仕方をしていくのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 商工観光課長。

◎商工観光課長（下村 圭氏） 地域おこしで、過去にザンさんというカナダ人の方がいらっしゃったのですけれども、ジオパークや商工の分野としては、ジオパーク、実は全世界の中で様々、ユネスコの正式なプログラムになっておりますので、そういった意味で、例えば日本ジオパークネットワークの中でジオ関係のお仕事をしたいとか、そういった声と比較的入ってきます。そういったものを受け入れたいというところで、三笠で採りたいのですというようなお話をさせていただいたときに、では北海道で働きたいのだよねという方に関しては、直接お問合せをいただいたりというようなところの中で、全国、全世界のネットワークの中で、今そうした部分のつながりができているというようなところでございます。

また、商工の部分で言うと、やっぱり産業特性の部分も多分出てはくると思いますので、例えば農業ならベトナムとか、漁業ならというところもありますので、そういったそれぞれの今チャンネルで持っているネットワークをまずは活用させていただきながら、大

学はこういう地学系を出たよとか、そういったものの活用をしているというところになるので、全国籍というか、国に対してというよりは、割とそういう仕事や特性を見定めながら、やりたいという方をマッチングさせていただいているというような流れになってございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） あと、地域おこしの関係で答弁できる方おりますか。

企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） 地域おこしの関係で、農業分野で今お一人、ジオパークの分野でまた違うルートでの採用ということでお一人いらっしゃいました。農業のほうにつきましてはニュージーランドからということと、あとジオパークのほうは台湾出身の方ということでした。

特にこの点につきましては、正直言うと、こちらから何かアプローチをかけたかというよりは、農業のほうは、その前に市内の農業者のほうにいろいろと農業に携わる関係性を持った中で、ぜひ自分がやっていきたい。ただ、そのときに面接でやはり注意したのが、外国人の方が逆に農業という分野で三笠に入ったときに安心して生活していけるかどうか、そこは面接でのポイントでは考えたところでございました。幸い御夫婦で地域おこし協力隊として、夫婦型という形で農業分野で入ってきたものですから、奥様のほうが両方たけている、ニュージーランドの御主人のほうも、ある程度の片言の日本語だったら話せるということで、そういう不安な部分をこちらとも理解しながら、入ってきたときに安心できる形ということ意識して取り組んできたところでございます。

台湾の方につきましても、御夫婦で別部門でありましたが、来たいということで、奥様のほうが日本人ということで、旦那さんのほうもその前から学校生活から日本にいたということで、日本語が流暢だったということもありました。やはり面接では、三笠もしくはこの日本で仕事として暮らしていくに当たって大丈夫かどうかということポイントにしなが、採用に努めているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 現状については理解をさせていただきました。

それで、次にいわゆる受入れの支援についてということで、今、国の支援策、また、道の支援策、そして三笠市ということでお話をいただきました。

今回、補正のほうで外国籍の方の特別支援教育支援員の配置ということで、こちらの詳しい内容については委員会でも質疑をさせていただきますけれども、そういった外国籍の方の児童の受入れに伴う、そういったサポートを、今回、三笠市のほうでもするというところでございまして、詳しい内容はまた後で聞きますけれども、これ自体はいいことだなというふうに思っています。こういったこともあるので、やはり外国人の受入れについて、三笠市もある意味今後必要になってくるのだなということの表れなのかなというふう

に思っています。

その中で、登壇のところでもお話ししましたけれども、積極的に外国人との交流をしているまち、東川になるのですけれども、こちらのほうで多文化共生の実現という点で、非常にまちづくりといいますか、移住・定住の部分でも行ってきているというふうにいるいろいろな情報でお聞きしておりますけれども、その中で全国初の日本語学校を開校したり、また、アジアを中心に世界各国からの留学生を受け入れて日本語教育を提供していると。また、多文化共生室という外国人の相談窓口というものを設けながら、就職支援だったり、イベント企画、また、いろいろなそういった文化の違いの部分の相談窓口となってやっているというところがございます。

今後、私も事業者ともお話をさせていただいて、いろいろな今現状では、非常に中間の機関もケアしてくれるし、当然行政も本当に丁寧な相談窓口になってくれているということがございますけれども、きちんとした窓口であったり、もしくはこれから、ある程度の日本語を習得して日本に来るのですけれども、先ほど言ったとおりにやっぱり足りない部分が出てくるのですよ。そういった部分でいくと、やはり語学の習得といいますか、そういった機会というのが、東川みたく日本語学校をどうのこうのという話ではなくて、そういった日本語が習得できるような機会というのがある程度今後必要になってくるのかなという思いがございます。その中で、例えば今、窓口となるとしたら、市民課とかそういうところになるのでしょうか。どうなのでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） 今回、今まであまりケースはないのですけれども、基本的には移住・定住という視点でお受けいたしますので、私どもの定住のほうで受けるような格好になってきます。ただ、私どもも片言どころか全くしゃべれませんので、北海道のそういう翻訳してくれるところがありますので、そういったところを使いながら何とかサポートをするような感じで考えております。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ちょっと理事者側も失笑しているような感じでしたけれども、そういった時代が来ていますので、今いろんなソフトもございますし、そういう中でいろいろやりくりはしていると思うのですけれども、やはり三笠市の中でも、そういった会話の中できっちり相手とのコミュニケーションを取れるような、そういった人材もこれから必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともその辺については、市長、よろしく願いしたいなというふうに思います。

それで、最後ですけれども、今日、本当に考え方ということでお話をいただきました。民間レベルでも特定技能による外国人材の活用が増えてきているという現状において、現段階においては、民間仲介組織との中で良好にこれらの制度がうまく進んでいるというふうに思っております。しかし、今後ますますこういったような増加することも予想できる中で、地方自治体として何らかの、前段でいろいろ申し上げたような支援、サポートとい

うのが必要になってくるというふうに考えております。

また、先進的に実施しているところでは、今、国の制度とかもありましたけれども、やはり外国人雇用補助金の導入というような、例えばやる行政のほうに補助金が入るとか、そういったような仕組みも国のほうに訴えているところもあるみたいですね。そういった部分で、やはり言語によるコミュニケーション不足というのは、いろいろな問題の根底になっているかなというふうに思いますので、国のほうもいろいろ検討していただくこともあろうかと思っておりますけれども、そういったものも先を見込んで三笠市のほうもこれらについて考えていただきたいと思いますというふうに思います。

今日、これら多文化共生というと、まだちょっと早いのかなという気がしないでもないですけれども、私的には永住云々よりも交流という中で、これから三笠はいろいろな交流によって成長できる素材がたくさんありますので、例えばジオもそうですけれども、三笠高校なんかも、国際交流みたいな、交換留学みたいなこともやれば、また違った魅力が出てくるのかなと、そんな様々な可能性があるというふうに思いますので、多文化共生、外国人との交流というところで、所管というところで、これはどうですかね、教育委員会、誰か代表して最後にお考えをいただければと思いますので。誰かとは言いませんけれども教育委員会のほうで御答弁いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 教育長。

◎教育長（小田弘幸氏） 国際的な交流という観点も含めてお話をさせていただきますけれども、外国人を受け入れることに対する子供たちの影響はどのようなのだろうかかなという、今回そういった部分もございまして、そういった中で、子供たちとしては最初確かに戸惑いはあったのかなというふうには思っているのですけれども、何分子供ですので溶け込むことが非常に早く、今の現状では、言葉が通じなくてもコミュニケーションを取りながらうまくやっているというのが現状でございます。

しかしながら、今後は、やはり言葉が通じないという現状の中で、細かな文化の違いですとかといった部分があって、中にはちょっとコミュニケーション不足によって、文化の違いから、誤解からによるトラブルですとか、そういった懸念される部分がありますので、やはりその辺は、学校の分野でいきますと、学校を含めて注意深く見守った中で子供たちの成長を促していきたいというふうに思っておりますし、また、生徒の影響という部分では、やっぱり外国人の人と直接学校生活を送るということは、今、今後グローバル化になる社会に向けて非常に子供たちにとっても刺激的でしょうし、国際交流を通じたコミュニケーション能力ですとか、そういった部分を成長させるという意味では一つ経験値が上がるのかなというのもございますし、そういった部分、国際的な視野を広げる一つのきっかけになるのかなというふうに、今回、感じているところでございます。

ただ、問題がないわけでもなくて、やはり今回、ちょっと補正の話になるかも分かりませんが、そこの子供たちを受け入れるということは、交付税がそういった形の中に入るとしても、実際に自治体の負担が出てくるわけでございますし、なおかつその担当の

方を探すのにも非常に人材確保が苦しいということで、実際問題、この外国人の方の受入れという形の中では、今年の5月の下旬に北海道の都市教育長会議が三笠で開催されたのですけれども、その中の要望事項としてもこの問題が新たに付け加わりまして、やはり全道的に、全国的にも問題になっているということもございますので、そういったことを踏まえて、この辺は国にしっかりと要望していききたいなというふうに思っております。

あと、国際交流の観点からいいますと、これは前々から、実は市長のほうから、子供たちにとってやはり国際交流というのは非常に意義のあることだよと。そこで、教育委員会としても考えたほうがいいのではないかというお話をされていたのですけれども、幾分、私の実力不足もございましてまだ実現できてはいないのでございますけれども、やはり小学校、中学校、また、高校という部分も含めて国際的な交流をいかに持つかという部分も含めて、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 私の名前も出ましたので、ちょっとだけ。

私は、外国人受入れということについては、人材という点で非常に必要だなと。つまり、うちのまちの場合は、まずいつも心配しているのは、やっぱり建設業関係なのですね。除雪その他、本当に将来きちっとやっていけるのだろうか、これが1つありますし、それに介護の分野、医療の分野、こういうところには人手不足というのはどうしても出てくるだろうということで、これをしっかりしたいと、これは強く思っておりました。そういう点に関して、今のところは何とかなっていると。

ただ、建設業なんかは、前にある大きい業者の方にお聞きしたら、やっぱりはっきり言って手元人夫ぐらいにしか使えないのだと、ちょっと微妙なところをいろいろ話するといったら、もうなかなかうまくいかない、コミュニケーションが難しいねという話をされてました。そういう点では、今、教育長が申し上げたように、言葉の問題というのは大きいのかなと思います。

それで、今来られている方々、先ほど51人と言っていますが、私承知しているのはもっといるのだろうなと思っております。例えばダムのほうに入っただけの方とか、今、先ほどから出ている子供の問題はパキスタンの方ですけれども、そういう方々もおられるので、正確にきちとうちが把握しているわけではなくて、ある程度押さえているよということなのですが。

この月曜日、火曜日、たまたま私のめいが来ていまして、うちでいろいろ話したら、やはり人材確保というか、仕事をするという点だけで呼んだら必ず駄目になると、それが今のヨーロッパの国々だと。やっぱりその国に来て、その言葉を知って、さらにその文化を知ろうとするような人材でなかったら、まず残らないということで、そういうコミュニティをつくり上げていくということが物すごい大事だと。何より文化を知ろうとする、その人の気持ちが物すごい大事だというようなことを随分言っていました。めい

は、たまたま今イタリアにいて、イタリアで結婚したものですから、そちらのほうに行っているのですけれども、言葉もイタリア辺りだと、今めいが使っているだけの言葉で6か国だそうです。

だから、物すごい言葉は入り乱れている国だということなのですから、そういう点で言えば、日本語は限りなくやっぱり島国なのだなということづく思っていますし、そういう意味では、より日常的にコミュニティーが生まれてくるような環境づくりも特にしていかないと、外国人材をしっかりと守っていく、そして受け入れていくという形にならないのだろうなというふうに思っていますので、そういった場の作り方についても、よくまた教育長のほうと相談しながら進めてまいりたいと思います。

御質問ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 教育長、市長、どうもありがとうございました。今後、我々もしっかりまた勉強させていただきながら、継続して、また御質問、御提案をさせていただきたいと思います。

また、外国人に関しましては、やはりインバウンド、そういったものも、観光も多くなってきておりますし、最近、三笠市でも民泊が二、三軒件出てきていますので、またそれらについてもいろいろなものが出てくるのかなというふうに思っていますので、それらも併せて今後またこの外国人関係、私、引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、本日の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、折笠議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問は終了しました。

◎日程第20 議案第39号から議案第45号までについて（
総合常任委員会付託）

◎議長（武田悌一氏） 日程の20 議案第39号から議案第45号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第45号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、6月20日から6月25日までの6日間、休会したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

6月20日から6月25日までの6日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員